

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成15年12月17日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時44分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、大畠・若見・吹田・斎藤・中畑・高橋 各委員		
説 明 員	市民部長、福祉部長、保健所長、環境部長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、若見委員、吹田委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許可します。

「小樽市連絡所の廃止について」

市民部次長

小樽市連絡所の廃止につきまして、資料に基づきまして、報告させていただきます。

小樽市連絡所につきましては、本市の新行政改革第2次計画にサービスセンターの充実強化とともに見直しが行われ、これまで連絡所の利用状況、今後の在り方など、さまざまな角度から検討を進めてきたところであります。その結果、連絡所につきまして、本市の基本的な考え方が先にまとまりましたことから、先月の初めから市内の各地区連合町会ごとに、延べ12回にわたり説明会を開催してまいりました。説明会では、利用者が大幅に減少しているにもかかわらず、管理経費は増加し、費用対効果の面から問題があること、さらには今後、連絡所にかわり新たに実施を考えている行政サービスの内容などを説明し、参加者の皆様からご意見やご要望をお聞きしてまいりましたところであります。説明会におきましては、参加の方々から連絡所の利用状況からして廃止もやむをえない。設置当時から時間も経過しており、利用者には不便にならないように、時代に応じた行政サービスを実施してほしいなど、おおむね市の基本的な考え方につきまして、ご理解をいただいたところでございます。

このようなことから、この基本的な考え方に即しまして、現在8か所の連絡所で行っている住民票の写しの交付などの事務につきましては、平成16年3月31日をもって終了し、新年度からは郵便請求の利用の推進、市役所直室の時間外交付、市内コンビニでの取次交付、高齢者等への住民票等宅配交付、この四つを柱として、できるだけ市民サービスの低下にならないよう努めてまいりたいと考えております。

なお、今、申しました四つの基本的な行政サービスの内容につきましては、さらに今後詳細を詰めてまいりますけれども、その内容が決まり次第、事業の内容、そして利用方法など市民の皆様へ広報、それから町会への回覧などによりまして、じゅうぶん周知を図ってまいりたいと考えております。

委員長

「住基ネット2次サービスの現況と公的個人認証サービスについて」

(市民) 戸籍住民課長

住基ネット2次サービスの現況と公的個人認証サービスについて、報告いたします。

まず、住基ネットについてでありますけれども、今年8月25日から2次サービスが開始されましたが、その後の状況につきまして、報告させていただきます。昨日までの集計数値で申しますと、住基カードの発行枚数については253枚、住民票の広域交付につきましては、他都市の住民が小樽市の窓口で請求した件数が36件、小樽市民が他都市で請求した件数が47件ということでございます。したがって、この数値を見る限りにおきましては、サービスの定着には、もう少し時間がかかるのかなと考えてございます。

次に、公的個人認証サービスについてでありますけれども、まず、これがどういうサービスかということから説明いたしますと、行政手続のオンライン化に伴いまして、今後、行政機関への申請手続の多くがインターネットを通じて自宅のパソコンからできるというふうになります。この際、他人による成り済まし、それから通信途中での改ざんなどを防ぐ必要が出てまいります。このサービスは、申請の際にデジタル化された文書に付された電子署名を本人の物であることを証明することにより、成り済ましや改ざんを防止できるとともに、押印や印鑑証明等の添付が不要になりまして、自宅からの直接申請が可能となるものであります。この電子署名は、総務省が定めま

したICカード、これは当面住基カードに編成されますけれども、このICカードに格納されまして3年間有効であるとされておりまして、手数料につきましては、500円と想定されておりまして、平成15年度に限りましては、無料になる予定でございます。また、電子署名及び電子証明書の発行そのものは都道府県が行うこととなりますが、実際の受付、交付の窓口は、各市町村の窓口になりまして、本市におきましては、私ども本庁の戸籍住民課の窓口となります。国におきましては、年明けの1月19日をめどに、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、いわゆる公的電子認証法を施行するとともに、当サービスの全国一斉の開始を目指しております。本市といたしましても、これに対応すべく、全必要機器の設置、それから導通試験、負荷実験、こういったものを終えているところであります。現在は、窓口職員の研修を行っておりまして、今後広報や小樽市ホームページ等を通じまして、市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、オンライン申請や当サービスの利用の仕方などについて、わかりやすく記載されておりましてパンフレットをお手元に配布いたしましたので、参考にしていただければと思います。

委員長

「保育料の改定について」

(福祉) 児童家庭課長

保育料の改定について、報告いたします。

保育料は、小樽市児童福祉法施行細則第25条の第4項、別表第4号保育費負担額表によって定められております。現行保育料は、平成元年度に改定を行い、その後平成4年、平成6年、2人目、3人目の入所児童の軽減を図る一部改定を行っておりますが、基本的には元年以降、15年間据え置いてまいりました。その結果、国の定める保育料の基準であります保育所徴収金基準額表とのかい離が大きく、平成14年度決算においては、当市の軽減率が40.4パーセントとなっており、平成16年度より保育料の改定を行うものであります。

改定の要点を申し上げます。1点目に入所世帯の階層区分であります。所得税非課税世帯のA、B、C階層につきましては、現行どおりであります。所得税課税世帯は現行におきましては、D1からD12の5まで16区分となっておりますが、これを改定により、D1からD12までの12区分といたしております。2点目に保育料改定についてであります。道内類似都市及び政令市を除きました近隣市13市を参考に、その平均的な水準に改定することとしております。3点目に緩和措置として3年間の経過期間を設け、段階的に改定いたします。内容は、各階層の改定額にばらつきがあり、1年間の改定額を入所児童1人目についてはおおむね3,000円程度、2人目については2,000円程度としております。このことにより、階層によっては16年で改定が終わる場合、18年度までの3年間で段階的な改定となる場合があります。また、経過期間を導入することにより、一時的に所得税課税階層区分は24階層ほどの階層になります。4点目に入所児童2人目以降の軽減措置であります。現行では2人目は基本額を半額とし、さらに2,000円の減額を行い、3人目は無料としておりますが、改定では2人目の2,000円の減額を廃止いたします。なお、3人目の無料はそのままいたします。また、このたびの保育料改定とあわせ、同施行細則で規定しております保育料減免規定について、対象となる世帯の規定など実情に即した改正をあわせて行うものであります。

既に配布しております資料について、説明いたします。資料1につきましては、現行の保育料、資料2は16年度適用の保育料、資料3は17年度適用の保育料、資料4は18年度以降適用の保育料となっております。また、資料5といたしまして、現行の国の基準額表、現行の小樽市の負担金額表、それから平成18年度以降に改定いたします新たな保育料の表をそれぞれ資料として提出しております。

委員長

それでは、ここで暫時休憩いたします。傍聴の方がお見えでございますので、その席を用意するために若干の時間、休憩したいと思いますので、そのままお待ちください。なお、理事者の皆さんには、事務局の方でご協力をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 1 時10分

再開 午後 1 時16分

委員長

それでは、会議を再開し、引き続き報告を受けることといたします。

「さくら学園の民間委託と小樽市子ども発達支援センターの開設について」

(福祉) 児童家庭課長

さくら学園の民間委託と小樽市子ども発達支援センターの新設について、報告いたします。

さくら学園は、児童福祉法第7条に規定する知的障害児通園施設で、知的障害のある児童を日々保護者の元から通わせ、独立自活に必要な知識・技能を与えることを目的に、昭和32年設立された施設であります。民間による柔軟な施設運営と財政の効率化の観点から、さくら学園の民間委託を検討しております。同施設は、社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業であり、委託先は原則社会福祉法人と定められております。委託先の選考に当たっては、市内で活動実績のある社会福祉法人であること、障害者や障害児の更生療育に実績のある法人であることなどを基準に、市内の複数の法人と話し合いを行い、その意向を伺ってまいりましたが、現在、さくら学園の運営に強い意向を示しております社会福祉法人後志報恩会との協議を今後進めていきたいと考えております。

次に、小樽市子ども発達支援センターの新設について、報告いたします。小樽市の乳幼児療育相談施設は、さくら学園、子ども発達支援室、幼児ことばの教室の3施設に分かれ運営しておりますが、乳幼児はいわゆるグレーゾーンなど、障害特定が難しく、また、重複障害への適切な対応など、総合的な療育相談機関が必要であると考えております。また、今年4月から支援費制度がスタートしており、施設運営に国の補助金導入が可能となるデイサービス事業として、発達支援センターの新設を検討しております。新センターは、現状の支援室、ことばの教室、それに加えまして、さくら学園で行っております子ども相談室等の事業を統合化した施設として、教育委員会庁舎の1階での開設を検討しております。これまで、各施設利用の保護者との話し合いを行っており、センター化についてはおおむねご理解をいただいたものと考えておりますが、交通の便や施設設備等について、ご意見、ご要望をいただいているところであります。

また、さくら学園につきましては、委託先がどこになるのか、委託後の指導員体制はどうなるのかといった意見も出されております。委託や施設統合に当たりましては、保護者の理解が必要と認識しており、今後も話し合いを継続し、課題の解決に努力したいと考えております。

委員長

「身体障害者療護施設について」

(福祉) 社会福祉課長

身体障害者療護施設「朝里ファミリア」について、報告いたします。

身体障害者療護施設の内容ですが、常時介護を必要とする身体障害者、主に1、2級の重い障害を持っている方に治療及び養護を行う入所施設でありまして、朝里ファミリアには50ベット用意されております。また、同施設には、デイサービスセンター15名分、ショートステイ4名分などの通所施設も付設され、入浴サービス、給食サービス、送迎サービスなどが提供されます。設置主体は、本年3月に設立・認可されました社会福祉法人志成会で、朝里川温泉1丁目約3,600平方メートルの土地に、鉄筋コンクリートづくり3階建て約3,200平方メートルの施設を建設中であります。5月に着工され、工事が順調に進みまして、来年3月には供用開始できる予定となっております。建設費についてであります。総額で約8億1,000万円、このうち国及び北海道の補助金は約4億5,000万円となっております。市の支援であります。法人からの強い要望もありまして、建設補助金にかえてデイサービス利用者

の送迎のための車両購入費2台分として、今定例会の補正予算に計上させていただきました。事業費は道からの補助金と合わせまして、609万6,000円であります。

なお、施設への申込みについてですが、市に施設訓練等支援費の申請をしていただき、市では申請を受理した後、施設に対し随時入所の依頼をしているところでございますが、現在のところ小樽出身の方で他市町村の施設に入所していて、朝里ファミリアへの施設移動を希望していらっしゃる方が3名、その他にも小樽市内に居住し、入所を希望している方が5名いらっしゃいます。これらの方を含めてほぼ定員50名程度の入所希望者があり、施設側で調整の上、1月中旬ごろに入所者を決定する方向で準備を進めていると聞いております。

この施設は市の障害者計画にも位置づけられている施設であり、この完成によりまして、身体障害者の入所施設及びデイサービスなどの在宅福祉サービスが充実され、身体障害者の機能回復や社会参加が促進されることとなりますので、市としても施設の機能がじゅうぶんに発揮されるよう、期待しているところでございます。

委員長

「高齢者生活支援ハウスについて」

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

高齢者の生活支援ハウスについて、報告申し上げます。

生活支援ハウスは、60歳以上の高齢者で独立して生活することに不安がある方を対象として、居住機能を提供するとともに、施設内に配置されている生活援助員が各種相談、助言、それから各種行政サービス等の利用手続の援助、それから緊急時の対応などのサービスを提供し、個室10室、夫婦部屋1室を有する定員12名の施設となっております。設置主体は、社会福祉法人ノマド福祉会であり、現在赤岩2丁目の約4,500平方メートルの敷地に鉄筋コンクリート1階建て、一部木造2階になりますけれども、3ユニット、定員27名のグループホームと併設して、延べ床面積約2,100平方メートルのうち、生活支援ハウス部分ですが、約800平方メートルということで、本年7月に着工いたしまして、来年3月に完成を予定しております。なお、この施設は生活支援ハウスはるとして来年の4月にオープンする予定でございます。この生活支援ハウスの建設事業費であります。約1億7,000万円で、そのうち国及び道の補助として約7,000万円となっております。また、今定例会の補正予算におきまして、市の建設費補助といたしまして、900万円を計上させていただいております。この施設は、市が利用者の募集と決定をいたしまして、社会福祉法人ノマド福祉会へ運営を委託する予定となっております。利用者の募集や利用決定などの今後のスケジュールでございますが、来年1月1日の広報に掲載いたしまして、利用者を募集の上、3月中に利用者を決定いたしまして、4月から入居を開始する予定でございます。

委員長

「特別養護老人ホーム整備について」

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

特別養護老人ホームの整備関係についてでございます。

平成19年度までに小樽市内に96床の特別養護老人ホームの施設整備が可能となったことから、平成17年度特別養護老人ホーム96床の施設整備に当たり、以前から複数の法人から希望があり、競合することが予想されましたので、市といたしましては、法人選定に公平を期するため、委員に第三者も入れまして、審査委員会を設置したところがあります。それと合わせまして、希望のあった5法人等に最終的に意向を確認したところ、17年度整備が難しいとの回答があった2法人等を除きまして、社会福祉法人小樽北勉会、社会福祉法人幸生会設立準備委員会、それから社会福祉法人ノマド福祉会の3法人から施設整備をしたいとの意向が示されまして、市に対しまして施設整備協議書類が提出されたところでもあります。市では、提出されました協議書類に基づき、施設の概要をはじめ、位置図や図面など関係資料を審査委員会へ提出いたしまして、計画内容等をご審議いただいたところでございます。審査は、用地の確保状況や資金計画など8項目について審査基準に基づき厳正にご審議をいただき、最終的には3法人の優

先順位を決定いたしまして、市長へ通知いただいたところであります。市の方では、審査委員会からの結果通知を参考に検討した結果、特別養護老人ホームの17年度施設整備国庫補助協議として、社会福祉法人小樽北勉会を小樽市として推薦することを決定し、本日、法人へ通知したところであります。なお、今後、当該法人で17年度特別養護老人ホームの施設整備に向けて、国庫補助協議を進めてまいります。最終的には道、それから国の国庫補助の採択が決定されて初めて実現するものでございます。

委員長

「平成16年度老壮大学の運営について」

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

老壮大学の運営についてでございますが、小樽市老壮大学はおおむね60歳以上の方を対象に、平成15年度でいきますと、書道、盆栽などの8科目、13教室の選択科目生が433名、それから年7回の特別講座を対象にした聴講生103名が在籍しております。この老壮大学の運営につきましては、構成団体である市と社会福祉協議会、それから老人クラブ連合会並びにグリーンライオンズクラブから成る運営委員会で行ってきております。市といたしましても、これからも構成している関係団体と連携を図るとともに、側面から支援をしていきたいと考えておりますが、老壮大学が設立から34年ほど経過しており、できるだけ自立と自主運営を目標に、さらに今後の老壮大学の安定的な運営を確保するために、平成16年度から年間受講料につきましては、選択科目生については7,000円を2,000円程度、また聴講生につきましては1,500円を1,000円程度引き上げたいと考えております。なお、この受講料の改定につきましては、12月下旬に開催予定の老壮大学運営委員会におきまして、ご議論いただき、最終的に決定する予定となっております。

委員長

「やすらぎ荘の改築について」

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

特別養護老人ホームやすらぎ荘の改築について、報告申し上げます。

現在、社会福祉法人小樽育成院が進めている特別養護老人ホームやすらぎ荘の改築につきましては、本年の第1回定例会の厚生常任委員会で報告させていただいたところですが、5月の着工後、工事はおおむね順調に進んでおり、来年2月に完成し、入居者の引っ越し後、3月に旧やすらぎ荘を解体し、事業が完了する予定となっております。総事業費約15億円のうち、国、道補助金約5億円となっているほか、今定例会におきまして市の建設費補助として、市中銀行からの1億5,530万円の借入金元利償還額相当を10年間の債務負担で予算計上させていただいております。

新たなやすらぎ荘は、特別養護老人ホームの定員100人とこれまで同様ですが、居住福祉型の新型であり、ショートステイ15人、在宅介護支援センター、地域交流スペースなど在宅サービスの充実や地域に開かれた施設になっております。また、全室個室化のユニットケア方式となって、入居者の居住環境は抜本的に改善されることから、新たに居住費を負担することになります。この居住費の負担につきましては、国の制度としまして、低所得者の方の居住費負担の軽減を図るため、市民税非課税世帯や生活保護を受給している方などについては、居住費の減額措置が適用されます。また、市の制度としまして、低所得の方につきましては、現行の社会福祉法人による利用者負担額の減免措置が従来どおり適用され、1割の自己負担分、食費分、日常生活費の2分の1が減免されるほか、国の減免後の居住費につきましても、利用者負担額の減免対象費用として追加する予定であります。

なお、やすらぎ荘では、入居者、家族に対し、12月20日、21日に説明会を予定しているところであります。

委員長

「三ツ山病院に対する北海道の監査結果について」

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

三ツ山病院に対する北海道の監査結果について、報告申し上げます。

北海道倶知安保健所が指定介護療養型医療施設三ツ山病院に対し、介護保険法に基づき、平成15年4月23日、7月30日、9月3日に実地指導を、さらに10月27日に介護保険法第24条第1項及び第112条第1項に基づき監査を実施し、11月26日付けでその結果を管理者である三ツ山病院長に対し通知したところであります。

通知内容につきましては、従業者の出勤状況の確認、出勤簿の管理の方法や業務の実施状況の把握を適切に行うよう是正改善をすること。従業者に対して、運営基準を遵守させるために適切な指揮命令を行うこと。雇用契約どおりの勤務体制の確認を行うなど、適切なサービス提供を行う体制を整備すること。出勤簿や休暇処理簿について、適正な処理を行い管理すること。基本食事サービス費における特別食加算の算定に当たって、食事せん及び栄養食事報告書等の整合性が図られていないことなどが見受けられるため、平成15年3月から過去2年間そ及して精査を行うとともに、特別食の対象とならない食事については、返還の手続を行うこと。特定診療費である薬剤管理指導料の算定に当たって、施設基準を満たしていないにもかかわらず、加算算定を行っているため、平成15年3月から過去2年間そ及して精査を行い、薬剤管理指導料の算定できない月については返還の手続を行うことなど、改善を要する指摘事項に対し、その改善状況の報告を求めるとともに、特別食加算、薬剤管理指導料など、介護給付費の誤請求分については、保険者である小樽市など5市町村と協議し、速やかに返還措置を行うことという内容でありました。また、保険者である本市に対しましては、同日付けで先ほど説明いたしました薬剤管理指導料などの介護保険給付費に対し、平成15年3月からそ及して2年間分の返還額、約1,900万円が生じた旨の監査結果通知が倶知安保健所からなされました。

これら監査結果報告に基づき、三ツ山病院では誤請求分については、国民健康保険団体連合会に対し、請求を取り下げて再請求をすることになりますので、市町村への返還分については、今後の国保連からの支払分と相殺されることになります。本市といたしましては、現在、三ツ山病院と協議をしながら、返還額の確定などの作業を進めているところでございます。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況について」

(環境)管理課長

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等につきまして、報告いたします。

初めに、ごみ処理施設の生活環境影響調査についてであります。昨年8月から桃内地域の全域を調査範囲として実施しておりました調査の結果がまとまり、桃内町内会に対しまして、本年11月15日に住民説明会を開催し、11月17日から本日までの1か月間の縦覧を実施してまいりました。調査項目につきましては、大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、交通量の7項目について行っており、また、影響予測項目としては、工事中における車両や建設機械からの影響と、施設稼働後の収集車両及びごみ処理施設からの影響について、将来予測を行っております。

調査結果におきましては、道路交通騒音についてフルーツ街道と落ちの下通線との交差点における昼間の騒音レベルが66デシベルを示し、環境基準を適用した場合、現時点において既に環境基準に並ぶ60デシベルを超えている状態であります。その他の項目は、すべて環境基準及び規制基準未満であります。桃内地域の規制状況でございますが、この地域は市街化調整区域のため、大気汚染と土壌汚染については規制がかかりますが、その他の項目は規制がかからないこととなっております。しかしながら、環境保全目標につきましては、すべての項目において目標値を定める必要があることから、環境基準が適用される項目はその基準を、環境基準が適用されていない項目は市街地と同様の基準を、このほか国の環境目標値や北海道の指導指針値なども参考に定めております。予測条件としましては、施設稼働が最大となる時点を選定したものであり、予測評価結果はすべての項目において、環境保全目標を達成しております。なお、土壌汚染につきましては、将来予測の手法が確立されていないことから予測評価ができないため、今後、継続的にモニタリング調査を行うこととしております。

次に、都市計画決定についてであります。11月28日に開催された都市計画審議会において、ごみ処理施設の敷地の位置について協議されており、審議会としては、今後、生活環境影響調査の縦覧に対する住民の意見などを参考にしながら審議を進め、今年度中には判断がされるものと聞いてございます。

事務執行関係は以上でございます。今後の予定としましては、予算議会となる広域連合の平成16年第1回定例会が2月10日に開催する予定となっております。

委員長

「小樽市廃棄物減量等推進審議会の開催状況について」

(環境)間淵主幹

小樽市廃棄物減量等推進審議会の開催状況について、報告いたします。

11月5日に審議会委員15名に委嘱状を交付し、引き続き第1回審議会を開催いたしました。最初に会長、副会長の選出が行われ、会長に小樽商科大学教授渡辺和夫氏、副会長に札幌大学講師丸田謙二郎氏が選出されました。会長及び副会長の選出後、市長から家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について、審議会に諮問いたしました。議事につきましては、第1回目でありますので、事務局から審議会条例、市のごみ減量化推進方針及び市のごみ処理状況について、説明いたしました。事務局からの説明後、説明に対する質疑・応答を行い、委員から町会のごみステーション管理についてのご意見や現状の市の不法投棄対策などについてのご質問などがありました。

第2回審議会は、11月14日、登別市クリンクルセンターを視察いたしました。参加した委員は10名です。焼却施設、資源化施設、生ごみ高速たい肥化施設を見学し、有料化実施都市であることから有料化に至った経過や有料化の方法、減量効果等の説明を受けました。

第3回審議会は、11月28日留萌市美サイクル館を視察いたしました。参加委員は11名です。RDF化施設、資源化施設、生ごみ高速たい肥化施設を見学し、同じく有料化実施都市であることから、有料化に至った経過や有料化の方法、減量効果等の説明を受けました。

第4回審議会は、12月5日に開催いたしました。最初に審議会の公開、非公開について審議し、公開することに決定いたしました。事務局から視察報告を行い、次に審議会からの要請を受けまして、国の資源化施策の概要と北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設計画などの概要について説明を行った後、審議に移りました。会長から小樽市のごみ減量化の課題について説明が求められ、事務局から概要を説明いたしました。次に、ごみ減量がなぜ必要かをテーマに審議が行われ、各委員から事業所における発生抑制、レジ袋の削減促進や食品のバック詰めを少なくする工夫などや家庭における排出抑制、家庭での生ごみたい肥化、フリーマーケットの活用、集団資源回収利用促進などの必要性など、活発な意見が出されて終了いたしました。最後に、12月25日に第5回審議会の開催を決め、閉会いたしました。

委員長

それでは、今定例会に付託された案件について、説明願います。

「議案第12号について」

(保健所)生活衛生課長

議案第12号小樽市と畜場法施行令第1条第11号の構造設備を定める条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

平成15年8月1日付けでと畜場法施行令の一部改正があり、と畜場法施行令の名称でありますと畜場の「と」について傍点がつけられておりましたが、傍点を削除することとなり、平成15年8月29日施行となりました。このため、小樽市と畜場法施行令第1条第11号の構造設備を定める条例におけると畜場の「と」についている傍点を削除するための一部改正条例案を提出するものであります。

委員長

「議案第13号について」

(市民) 保険年金課長

議案第13号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

景気浮揚策として上場株式等の譲渡所得や先物取引に関し、投資家の取引活性化を目的に課税方法及び申告手続に関し、平成15年3月31日付けで地方税法の一部が改正され、これを受けて平成15年10月17日付けで国民健康保険法施行令の一部改正が行われました。これらの改正に伴い、国民健康保険料の算定及び保険料の減額等の取扱いに関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容についてですが、一つには国民健康保険に対する所得申告義務の除外規定の改正についてであります。国保では、市民税申告がなされている場合や給与支払報告書又は公的年金等支払報告書もしくは一定の特定口座を有する証券業者から上場株式等取引報告書が市町村に提出されている場合には、国保での申告を不要としております。この証券業者の上場株式等取引報告書の市町村への提出義務が廃止されたことから、国民健康保険への申告を要することとなりました。これに関連しまして、規定の整備を行うものであります。二つ目としましては、個人市民税では、商品先物取引に係る雑所得等について、他の所得との分離課税が行われておりますが、これに有価証券等先物取引を加えることとなりました。一方、国保料の所得割の算定及び低所得者に係る法定軽減の判定におきましては、商品先物取引に係る雑所得等につきましては、他の所得を合算して賦課又は判定する特例規定が設けられています。これに税同様有価証券等先物取引を加えるため、所要の改正を行うものであります。なお、この場合において、先物取引に係る純損失が生じた場合の3年間の繰越控除の取扱いについて、税同様の取扱いとするため、附則を1項新設するものであります。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

共産党。

若見委員

陳情第25号にかかわる問題について

陳情第25号市道築港海岸通線と市道築港2号線の交差点における信号機の設置要請方にかかわってお尋ねをいたします。今年11月18日ですが、ここの場所で死亡事故が発生いたしました。この交差点にかかわるこれまでの事故状況についてお尋ねをいたします。

(市民) 生活安全課長

当該交差点での交通事故状況でございますけれども、小樽警察署の調べによりますと、平成15年1月から11月末現在でございますが、車対車の事故が18件、車対歩行者の事故が3件となっております。その内訳は、車対車では追突が7件、出会い頭が5件、その他といいまして、転回、Uターン時、それから発進時、後退時等で6件の事故が発生しております。また、車と歩行者の事故の内容の内訳でございますが、1件は築港海岸通線を札幌方向に直進している車と歩行者の事故、あとの2件は築港2号線から出てきまして、築港海岸線通を右折したときの事故となっております。

若見委員

この事故の状況ですけれども、平成15年の1月から11月末ということでしたが、それ以前と比べて増加傾向にあったのでしょうか。どんな傾向にあったのかなと思うのですけれども。

(市民) 生活安全課長

正直に言いまして、できましたらその前の資料も警察に調べていただきたかったのですが、警察もけっこう膨大

な資料で今の15年のを調べたということで、その以前の数字を出すのは非常に難しいという話でございましたけれども、交通課の事故担当の方の話ですと、従前からこの交差点におきましては、車対車の事故がけっこう発生していたという話は聞いてございます。

若見委員

生活安全課では、小樽市の事故状況をどういうふうに連絡を受けて、市内で起こっている事故の状況を押さえているのか、この辺について教えてください。

(市民)生活安全課長

小樽市内の事故の発生状況につきましては、毎朝、小樽警察署の交通課の方から当課にファックスが参ります。その内容は、小樽市内の前日の事故発生件数、それから死者数、傷者数でございます。

若見委員

この道路の危険性というのは、どのように押さえられてきたのか、その点についてお答えください。

(市民)生活安全課長

今、事故の具体的な内容の報告をさせていただきましたとおり、築港海岸通線の通行車両、それから小樽港縦貫線から出ています車の多さ、それによります交差点のふくそう等がございまして、危険な交差点という認識は持っております。

若見委員

もっと具体的に、この場所で頻繁に事故が起こっているということを、市として押さえたのは、いつの時点の話ですか。

(市民)生活安全課長

先ほど報告させていただきました具体的な数字等につきましては、先月18日に、そこで死亡事故が起きた以降の話でございます。

若見委員

実は、築港再開発のときにこの道路にかかわってですが、このあたりで信号の設置が必要と思われる箇所について検討してきたけれども、公安委員会ではその部分の交通事情がどうなるかもはっきりわからないその段階では何とも言えないと。それで、様子を見ようということになっていたという経過の話は聞いていたのですが、これに関連して、死亡事故発生後、生活安全課はどのようにかかわってきたのか、教えてください。

(市民)生活安全課長

事故後、歩行者、それから通行車両の安全を確保する面では、信号機の設置を検討しなければならないということをお考えして、関係課を集めて具体的な話し合いを進めようと思いました。そのときに、たまたまあそこは築港再開発のときに電線とか電話線を地中埋設しているところございまして、信号機設置を考えた場合に、いろいろな問題点が出てまいります。そういうことで、当初土木部と市民部だけでそこら辺の話し合いを煮詰めようかなと思ったのですが、そういう大きな問題があるということがわかりまして、築港再開発事業を引き継いでおります企画部を中心に、あとは建築都市部等の関係課を集めて検討会議を開きまして、今言いました地下埋設物の関係、それからそこに信号機を設置するとなれば、交差点形状も変えなければだめだという小樽警察署の話もございましたので、その旨のいろいろな問題点を抽出する作業を行ったところでございます。

若見委員

公安委員会と、その後どんな話がされていたのか。もし、このことにかかわって話し合いをされていたら、お答えをお願いします。

(市民)生活安全課長

具体的にまだ公安委員会とは、その後何も話をしてございません。今、話しました検討会議でいろいろな問題点

を抽出して、それが整理できましたならば、公安委員会と協議していこうとは考えてございますが、今のところ、まだ公安委員会と直接その問題について話し合っているという経過はございません。

若見委員

この交差点の交通事情というのが、混雑度といいますか、それを具体的に押さえるために、もし過去にこの辺で交通の混雑度がわかるような調査をされていれば、教えていただきたいのですけれども。

(市民)生活安全課長

交通の混雑度の調査につきましては、これは企画部から聞いた話でございますが、マイカル小樽オープン時に、開建の方で2か所ほどそのような調査をしたというのは聞いてございます。ただ、当該交差点におけるそのような調査はなされていないと聞いてございます。

若見委員

それでは、その後、全くここ交通量がわかるような調査はずっとされてきていないということで、よろしいですか。

(市民)生活安全課長

はい、そのとおりです。

若見委員

実は、この交差点、地域の方もたいへん危険な道路だということで認識されておりまして、交通量の調査というの、簡単なものでしたけれども、12月7日にパチンコ店が開店してまもないころだったと思うのですが、1時から2時までのたった1時間のわずかな時間ですけれども、この交差点の交通量の調査をしてきたのです。それで、縦、横、斜め、右折、左折、Uターン、もちろんいろいろあるのですけれども、この交差点を横断する車の交通量というのは、実に1,612台という大変な大きな数でした。そして、歩行者の状況ですけれども、パチンコ店の方に渡ろうということで、山側からパチンコ店の方に向かって横断する人も非常に多く、10人から15人いまして、そして逆に、パチンコ店側からマイカル側の方に移動する地点での歩行者は70名を超えました。それで、本当に危険だなと思ったのは、車両接触事故がいつ起こってもおかしくないと思うぐらい車が交差点に数台刺さって、我が先だと言わんばかにクラクションを鳴らして、本当に危険な道路だったなと。そして、その運転手も車を何とか移動させようということに真剣になればなるほど、この道路には分離帯があるのですけれども、そこに取り残された歩行者を見落としてしまう、そういう危険な道路だったなと思うのです。それで、次々とうこういうふうに大型商業施設が建ち並んで、危険度がその都度上がってきたと思うのですけれども、交通量の調査を今後しっかり定期的に行っていたらいいと思うのですが、この点ではいかがでしょうか。

(市民)生活安全課長

先ほども説明しました検討会議を、今、庁内で開催してございます。この中で、今、委員もご発言ございました交通量調査についても、今後、検討していくというふうに考えてございます。

若見委員

それでは、今後の見通しについてですけれども、信号機設置の方向で話は今後進んでいくと受け取ってもよろしいでしょうか。

(市民)生活安全課長

先ほども言いましたように、設置の方向で地下埋設物の状況、それから信号機を立てる場合の電源の確保、それから費用負担等の課題を、現在、庁内で整理してございますので、基本的には設置に向けて、今、庁内で整理をしているということをご理解いただきたいと思います。

若見委員

もし、設置をするとしたら、公安委員会の許可が下りるとかいろいろあると思うのですけれども、どのぐらいの

期間がかかるのかということと、くどいようですけれども、費用はかかるから今回は見合わせるということにならないかどうか、念のためにお聞きして、当面の措置、考えについて触れてお聞かせください。

(市民)生活安全課長

公安委員会で設置すると、意思決定がされてから、だいたい設置まで3か月から4か月かかります。まず、設計図面を引きまして、電柱等につきましては、道路管理者の所有の土地に立てるわけですので、道路管理者に協議が必要になります。その協議で道路管理者からオーケーが出ますと、公安委員会では業者の入札をやり、工事期間を決めて、工事に入るということで、意思決定を経て、そういうもろもろの協議も含めると、最終的に設置・供用開始になるまでに、だいたい3か月から4か月ぐらいの月数がかかるものと考えてございます。ただ、今年度、信号機設置につきましてはもう終了していますので、そういう設置の方向で、今後、公安委員会と協議するにしても、来年度設置に向けての話となるのかなというようには考えてございます。

先ほどの費用がかかればやめるのですかというご質問でございますけれども、これは先ほどから説明していますように、そこの交差点の危険度はじゅうぶん認識してございますし、庁内でも設置を基本にそういう問題点の整理をしているということでございますので、委員が考えているようなことにはならないのかなというようには考えてございます。

若見委員

今後、当面の措置としてパチンコ店と協議したり、ガードマンをそこに手厚く一定の時間配置するなど、ぜひ検討していただきたいと思います。それで、市民の生活や安全を守るためにも、信号機の設置、早期実現を心から期待するということを述べまして、この項の質問を終わらせていただきます。

陳情第32号にかかわる問題について

陳情第32号母子家庭医療助成の現行どおりの継続方にかかわって、質問をさせていただきます。

初めに、母親の通院の医療費助成、初診時の医療費一部負担金助成の廃止ということですが、再三説明も受けてきたのですが、改めてその根拠となったのは何かお聞かせください。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

母親の通院の医療費助成及び初診時一部負担金助成の廃止の根拠ということでございますけれども、市の財政状況が非常に厳しい中で、財政健全化の視点の中で道の制度等にのっかっていて、市が上乘せをしているものについては見直ししていくという観点があります。それから、福祉・医療助成全体の今後の安定的な制度の継続を図るためにも、こういった廃止はやむをえないという考え方でございます。

若見委員

それでは、母子医療費助成制度に平成14年度から所得制限が既に導入されているのですけれども、非該当者になった人数がどの程度になるのか、お答えください。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

平成14年10月1日に所得制限導入ということで、市の方で導入してございますので、この時点の数字になりますけれども、母子の関係でいいますと144名という状況でございます。

若見委員

既に、この所得制限で、144人という対象の方々をもう振り払ってきているのではないかと思うのです。今、この制度を利用されている方は、この所得制限以下というか、所得制限に引っかけからなかった、本当にこの制度を頼りにしている、そういう方々ではないかなと思うのですけれども、母親の通院の割合がどのぐらいになるのか、もしも参考になるような数字があったら、教えてください。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

平成14年度の決算でお話しさせていただきますと、レセプトの請求件数を受給者で換算しますと、1人当たり年

問14.6件程度という状況になってございます。

若見委員

この影響額というのはどのぐらいになりますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

平成15年度の予算ベースで換算しますと、年間で約7,880万円程度でございます。

若見委員

本当にこの制度に助けられている方々がたくさんいるのだと思うのですが、母子家庭にとって母親の存在というのは、多様な役割を果たすのではないかなと思います。この母親の健康を損ねることにつながっていかないかと思うのですが、この辺のお考えをお聞かせください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

この件に関しましては、それぞれのご家庭の実態があると思いますので、このことによって母親の健康を損ねるかどうかというのは、一概にはなかなか申し上げられない状況でございます。

若見委員

私も母子家庭の世帯の方々と触れ合う機会がありますが、母子家庭の子どもたちというのは、お母さんを本当に信頼して、お母さんが健康で仕事に行って、自分たちの食事をつくってくれる。この当たり前のことを本当に望んでいる。このお母さんたちの健康をじゅうぶんに配慮していただいて、この医療費助成制度に助けられた母親の存在というのを、本当に真剣に重く受け止めていただきたいなと思います。それで、母親の通院の医療費助成、これは単純計算で、1世帯平均どのぐらいの金額になりますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

先ほど説明いたしましたように、平成15年度予算ベースでいきますと、約7,880万円になってございますので、それを11月1日現在の受給者で割り返しますと、月額にしますと1人当たり約4,700円程度という状況になってございます。

若見委員

今の月4,700円程度というのを廃止することで、その家庭にとって負担が重くなると考えるのか、それとも大したことはないか考えるのか、その辺のお考えをお聞かせください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

この額がその家庭にとってどの程度の額になるかということにつきましては、先ほども申し上げましたように、その家庭の状況によりかなり違ってくるのかなということで考えております。

若見委員

確かにそれぞれの家庭の事情もあるでしょうし、考え方の違いは個々人いろいろあるとは思いますが、それで、この廃止をしていくこのことにかかわってですけれども、母親からはこのことに関してどんな不安を持っているのか、調査などをされていたらお答えください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

現在のところ、調査してございません。

若見委員

時間がなくて調査しなかったのか、それともともと計画になかったのか、その辺詳しく教えてください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

現在のところ、特に調査という予定はしていなかったものでございます。

若見委員

母親というか、生活する人たちの実態の声を何も調査しないで、このような相手にとっては負担になる計画とい

うのは、本当にどうなのかな、もっと本当に市民に寄り添えないのかなと思います。市民の声をしっかりと反映させてお考えいただきたいと思いますが、これから調査されていくような余地というのはありますか。

福祉部長

今、母子世帯のお母さん方については、入院の方は道の制度としてあるわけでございます。これについては、小樽市も当然事業を行ってございます。それから通院については、道の制度としてはない中で、小樽市も従来からずっと単独で事業を継続してきた経過があるわけでございます。したがって、そういう、福祉・医療の中で幾つか市が単独でやっている部分がございます、これが今まで何とか続けてきたわけでございますけれども、現在、市の財政もたいへん厳しい中で、しかも道の負担といえますのは、平成11年までは10分の6を見ていたわけです。12年からこれを5年かけて10分の5にして、来年度、最終年で今までの市が10分の4であったものが10分の5になると、こういう状況もございます。そういう中で、何とか乳幼児医療については、その上乘せは維持していく考えですが、それ以外の母子の部分については、何とか道の制度の中でやっていきたいと考えているわけでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

若見委員

母子医療を受けている世帯の所得階層を教えてくださいたいのですけれども、特に非課税世帯ではどんな感じになっておりますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

私どもの方では、所得制限という関係で所得判定させていただいております関係上、特にその中で非課税世帯がどの程度いるかということは把握してございません。

若見委員

それでは、医療の面でいきますと、生活保護には医療の扶助というのがありまして、生活保護が悪いというわけではないのですけれども、もし仮に母子家庭で生活保護を自分の意思で受けない、このままで頑張ろうというふうに住生活されている方もいると思うのですけれども、生活保護母子世帯の医療の関係でかかっているとすれば、生活の大変さというのが、収入という面という、逆転していく現象があるかないかということなのですけれども、いかがでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

生活保護自体がやはり本人の意思によるものの部分もございますので、確かに実態としては、そういったある種の逆転現象というのは、そういう言い方がいいのかどうかわかりませんが、そういったことは考えられるのかなと思ってございます。

若見委員

本当にそう思うのです。それで、保護基準以下で生活されている市民というのは、少なからず今回の場合でもいると思うのですけれど、この医療費の負担助成を廃止したら、この人たちは本当に助けられてきて、いきなりそのつないでいる手をぽんと切り離されるような気分になるのではないかなと思いますけれども、この辺のあたり、廃止したらその人たちはどんなふうになるのか、考えたことがあったら教えてください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

今、委員がおっしゃったような部分につきましては、お困りの場合ということで、例えば医療費あるいは生活費あるいはほかの部分含めて、福祉であれば福祉の相談、あるいはほかの関係部局の部分も考えますと、そういった関係部局で相談をお受けすることになるのかなと思ってございます。

若見委員

ぜひ、その連携といえますか、お母さんたちの相談の窓口、よりどころとなるような市の対応を、お願いします。小樽市の子育てガイドブックや市民と歩む21世紀プランなど、いろいろな資料を見てきたのですけれども、「安心し

て子育てができる」、この言葉とずいぶん出会いました。エンゼルプランには、子育てに関する実態調査がありましたけれども、これももうずいぶん古い資料になるのかなと思います。しかし、この中では、保護者の方というのは経済的負担の軽減を行政に強く望んでいるわけです。この調査を本当に生かしていくのであったら、母親の通院の医療費負担助成は、継続させていくべきではないかと思いますけれども、改めて最後にその辺のお考えをお聞かせください。

福祉部長

当然、今まで負担していた部分がなくなるということになりますと、負担は上がるのは間違いないだろうと思います。ただ、先ほど来話しましたとおり、市としても今まで何とかそういう形で維持をしてきた経緯があるわけですので、なかなかそれも難しくなっている状況でございますので、そのところはご理解をいただきたいと思います。

若見委員

じゅうぶんに対象者の声を聞いてください。

保育所の民間委託について

保育所の問題に移りたいと思います。

今、いろいろ民間委託という言葉が聞こえてきますけれども、この辺の見通しというのは、どのように思っているのか、お聞かせください。

(福祉) 児童家庭課長

本会議の中でも、市長からお答えしております。現状といたしましては、例えば公立のどこの保育所をいつどこに委託するだとか、そういったことでの検討の段階ではございません。ただ、つい先日出ておりました公立保育所への国の補助金の在り方等もいろいろ議論されているという、そういった状況も踏まえて、今後の課題であると認識しております。

若見委員

本当にぎゅうぎゅう詰めの保育所で、赤ちゃんがはいはいすることもなかなか難しい、そんな現状の中、今、過ごされていると思いますけれども、数の問題は解決しないにせよ、民間委託で解決することはどんな項目があると考えているのか、お聞かせください。

(福祉) 児童家庭課長

認可保育所の場合、民間経営あるいは公立の経営、両方とも国の基準に縛られているといいますが、国の基準に基づいて行われている事業でありますので、例えば面積要件が変わるですとか、そういったことではないと思っております。ただ、私ども今、民間委託をいろいろな部分で検討をしていかなければならないわけですが、その基準といたしましては、利用者のサービスが低下をしないこと、行政責任が果たせること、そしてもう一つは財政的な効率、そういったことを踏まえながら検討を進めなければならないと考えております。

若見委員

ただ民間委託ありきではなくて、今言ったようにいろいろな要素というのを本当にじゅうぶん検討してほしいと思います。

請願第1号にかかわる問題について

請願第1号認可外保育所への予算増額方にかかわって、幾つかお尋ねをいたします。

率直に言いまして、認可外保育所に助けられてきた部分というのがあると思うのですけれども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

つい先日も無認可保育所の事業をされている方々と懇談をする機会がございました。その中で話合いがありまし

たが、今、国の制度でさまざまな特別保育メニューが用意されていますが、まだ国の制度で用意される以前から、それぞれ認可外保育所において、一時保育ですとか、あるいは産休明け保育ですとか、そういった部分での先駆的な役割を果たしていただいていた経過があると思っています。また、現実的に、今年の4月段階でも、認可外保育所で160名くらいのお子さんが入所しております。現状、待機児童を抱えているという状況の中では、一定の役割を果たしていただいているものと認識しております。

若見委員

それでは、認可外保育所が抱えている困難な点というのは、どんな点があるとお考えでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

ただいま申し上げました話合いの中でも、それぞれの園長からいろいろな声が寄せられました。園の運営の仕方、園の方針等によってさまざまなわけですけれども、総じては、運営についての財政的な面での大変さといえますが、そういった部分についてのご意見もお聞きをしております。

若見委員

保育料が認可外の場合は高く、なかなか預けることができないという方もいますし、認可外ならではの保育所にたいへん期待して、そこに預ける保護者の方もいると思うのですが、児童数の減少によって経営が本当に厳しい。そして、職員もボランティア精神で働きながら、保護者を本当に応援するために頑張ってきたのではないかなと思うのです。市立保育所は産休明けの保育は満杯で、すぐに入ることができない。こういうニーズに対して、課長がお答えになったように、ずいぶん助けられてきたのではないかなと思うのです。それで、認可外保育所に対する補助金についてお尋ねをしたいのですが、それぞれ認可外保育所に対する補助金の額が違いますが、どういうものがあるのか、お聞かせください。

(福祉) 児童家庭課長

認可外保育所への市の助成につきましては、一定の基準を設けております。ご承知のとおり、事業内保育所も認可外保育所の一つの形態でありますので、不特定多数の子どもを受け入れる、あるいはゼロ歳から5歳まで受け入れる、あるいは保育時間も8時間程度等々の幾つかの条件をつけて、市の補助対象にしております。現状の補助基準といたしましては、いわゆる定額部分、施設割として110万円、それから加算額、人数割として3歳未満児と3歳以上児でそれぞれお1人当たり3万円、1万円の区分はつけておりますが、そういう形での入所児童数に基づく算出をしております。15年度の実績でいいますと、五つの保育所に補助をさせていただいておりますが、その規模によって補助額は異なっております。

若見委員

この請願者の思いというのは、本当に切実なものだと思うのです。繰り返しになりますけれども、認可外保育所の存在に、ずいぶん私たちは助けられてきたのではないかなと思うのです。保育所に申し込んでも満杯ですから、キャンセルを待ってください。こうではなくて、不安を抱える保護者に対して、何とか一緒に頑張ろうということで、応援をし続けてきて助けていただいた認可外保育所なので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思っております。

保育料の値上げについて

冒頭に説明をいただきました保育料の値上げに関してお尋ねをいたします。

保育料の値上げは、子どもを預けている保護者にとって本当に大変なことだと思うのですけれども、保育料を支払うことができない滞納世帯が増加するという心配はありますか。このあたりの見込みがあれば、教えてください。

(福祉) 児童家庭課長

確かに保育料も、総じてそうなのですけれども、こういった制度の中でも滞納という形では出ざるをえない状況になっています。ただ、小樽市の現状としましては、現年度分、おおむね95パーセント前後の収納率を維持をしておりますので、今後も私どもとしては公平性という観点も含めまして、早期に滞納についてはできるだけしないよ

うなご協力をいただいでいくということで進めてまいりたいと思っております。

若見委員

これまでの保育料の値上げで、あまり効果が得られなかったのではないかと考えますけれども、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

効果という部分からしますと、数字的には保育料負担金の決算数字という形にならざるをえないわけですが、これは本会議の中でも答えましたが、その段階その段階での入所児童数、あるいは入所している方々の階層分布によって、料金自体は相当大幅に変わると考えておりますので、一律には言えませんが、今回、保育料の改定を行った場合、16年度の歳入としては、一定程度の増額は見込めるものと認識をしております。

若見委員

現在の保育料すら支払うことができない方々もいるのではないかなと思うのです。全道平均とか他都市平均並みと簡単に言いますが、小樽市民の所得からいってどうなのかということを考えているのです。資料要求いたしました、保育料の階層区分別の数値を見てもわかるとおり、一番集中しているのは、改めて聞きたいですが、これ、階層Bの非課税世帯、それから階層Aのところが本当に集中しているのではないかなと思うのです。非課税世帯が本当に圧倒的に多いのですよね。段階的と言いますが、Bの2を見ましたら、980円から一気に3,200円へ、2,200円も一気に上がるのですよね。3か月以上の保育料を、また1年間というのは一気にこんなに増額になるのです。こうした設定とした根拠というのは、何ですか。

(福祉) 児童家庭課長

配布いたしました資料5の方でも同じような見方ができるわけなのですが、ご指摘のとおり、市民税非課税世帯の部分については、現行980円、それを改定後は3,200円ということで設定させていただいております。確かに2,200円程度の引上げになるわけですが、基本的な考え方としては、全道の平均的なレベルに引き上げて改定をしていきたい。そして、その経過措置については、1子目については1年間の引上げ額を3,000円、2子目については2,000円程度にしたいという、そういった基本的な考え方に基づいて行ったものであります。ただ、ごらんいただきたいのは、例えば国の基準でいいますと、市民税の非課税世帯では9,000円、現状の小樽では980円、9倍近い減額率になっているわけです。そうしますと、当然他の階層とのバランスも、子どもは考えなければなりませんので、そういったことも含めまして、先ほど申し上げました基準に基づいての改定をさせていただくということでありまして、

福祉部次長

今、児童家庭課長が説明したものに加えて、保育所においては、毎日、給食を提供しているわけですが、賄い材料費も原材料費だけで、1人平均しますと1か月4,500円弱ぐらいの費用がかかっておりまして、こういう部分も考えていかなければだめなのかなという思いを持っております。

若見委員

いろいろな考え方はあると思うのですが、今まで1,000円に満たない保育料を納めて子どもをお願いして働いている保護者の所得というの、これと同じように将来的にアップしていくという確かな保証というのは一つもないのです。本当に温かみを全く感じないのですが、保育料の値上げ自体は私は反対です。しかし、このスライドの計算の出し方というのは、最も許せないなと思うのです。検討の余地というのはあるのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

繰り返しになるとは思いますが、前回の報告の中でも申し上げたのですが、今回の改正に当たりましては、現行の表をそのまま何パーセント上げるということではなくて、既に15年間経過をした中で、国の所得区分との仕切りとも大幅に差異が生じている。そういった中で、国の所得基準にあわせて改定を行っているところであります。その結果、階層ごとでの引上げ額、改定額のばらつきが相当大きくなっているという、そういった部分も含めまし

て、前段申し上げました経過措置を考えたところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

若見委員

繰り返してすけれども、非課税世帯の人が実際問題、この保育料の値上げがあって払えるのかどうか、この辺のニーズというの聞いてみてください。それから、子育て支援を総合的にしていくということで、市長もかねがね言っておりますけれども、保護者負担を大きくするようなところしか、見えてこないのです。市長も前定例会で、新谷議員の一般質問の中でも検討はするというふうには言っておりますけれども、保護者も保育所の行事は土曜日や休日にしてもらえないとか、ささやかな願いがあるのです。この財政困難におぼれないで、こういう保護者のニーズは、解消されていく見込みはあるのですか、お聞かせください。

(福祉) 児童家庭課長

前定例会で新谷議員の方から運動会行事等を、公立の場合平日にやっているわけですが、日曜、土曜日の休みの日にできないかということでご指摘をいただきました。私どもも、その後、各保育所の所長会議の中でも、現状の実態を伺っております。今、休日に開催をした場合に、保育士の配置の状況等どういふにしていけば可能なのか、検討しておりますので、16年度の中ではすべての行事というわけにはいきませんが、運動会など、特に保護者やおじいちゃんおばあちゃん等も含めて、来ていただける行事については、実現の方向で検討していきたいと考えております。

若見委員

ぜひ、子どもたちが本当に元気に育つ、そして子どもたちが育ちやすい小樽のまちをつくるために、じゅうぶん検討してください。これは子どもを持つ市民ならだれでも願うことではないかなと思います。

陳情第31号にかかわる問題について

陳情第31号生活保護患者等見舞金及びふれあい見舞金の存続方にかかわって質問いたします。

生活保護患者等見舞金はどうして廃止なのか、根拠は何なのか、お聞かせください。

(福祉) 保護課長

廃止の根拠ということでございますけれども、まずこの見舞金を実施された時期でありますけれども、これは昭和34年に実施されております。この2年前に生活保護上たいへん大きな訴訟がありまして、朝日訴訟というのがございます。これはどういう内容かと申しますと、結核で入院中であつた朝日さんという方が、当時の生活保護法の保護基準があまりにも低いので、生存権を侵害するということで訴えた裁判であります。この裁判1審では、生活保護基準が違憲であるという判決が出ております。その後、高裁、2審では逆転しまして、最高裁に上告している最中にご本人が亡くなって終結となったという裁判なのですが、こうした非常に低い生活保護水準の時期に、幾らかでも生活保護者の負担を軽減したいということから実施した制度でございますけれども、こういった裁判を契機に基準を見直し、改善されてきて、現在では一般世帯と比較していただいた70パーセントの基準だと言われております。それから毎回8月と12月に入院患者を対象に支給していたわけでございますけれども、その都度40人から50人は本人が金銭管理ができないということで、金銭管理を病院に任せているという患者がいるのですけれども、これは国の指導が、日用品費が使いきれなくて累積した場合、20万円を超えた場合に、私どもから支給する月額2万3,200円の日用品費を一時支給停止することにしてあります。そうしてだんだん使ってきて、それが10万円を切ったときに、また、初めて日用品費を支給するということを繰り返している患者もいるわけです。その方たちは、見舞金の対象にはなっていない。同じ入院していながら支給される方と支給されない方という、こういった矛盾点もあるだろうということ。それから、何といたしても小樽市の財政がこういう状況になってきたと。そういったいろいろな条件がありまして、今回、ある程度見舞金の役割を果たしたのではないかとということで、廃止の提案をさせていただいたということでございます。

若見委員

いろいろなそういう経過といいますか、根拠、考え方がありながらだとは思うのですけれども、そうは言っても今、入院期間、寝具代を払わなければならないとか、洗濯代やテレビ、それから外出のときの交通費など、本当に必要な経費というのがかかってくるのではないかなと思うのです。保護世帯に入院患者が出た場合、第2類にも影響が及ぶと考えました。第2類はいわば共通経費といわれるところかなと思うのですけれども、これも現実問題、世帯としては減額されていくわけです。まさに私は、新谷議員が代表質問で言いましたけれども、市長の真心の問題ではないかなと思うのです。生活保護の改悪の波から、本当に市民を助けていただきたいと思うのです。見舞金の廃止というのは、撤回していただきたいと思っておりますけれども、この辺での大きな考え方で構いませんので、お答えをお願いいたします。

福祉部長

確かに、そう多くない金額でございますので、当たっていたものが突然支給されないということになりますと、懐ぐあい、少なくとも影響がないとは言えないのかなと思います。先ほど来、廃止の理由を課長の方からも答えてございますが、このほかにこの見舞金につきましては、市の一般会計の方からと、それから歳末助け合い運動で集まった募金の二つを合わせて原資にして事業を行っているところでございます。それで、この歳末助け合い運動の実施に当たりまして、北海道共同募金会の方、これは全国的な基準でございますけれども、生活保護世帯への見舞金については、この原資の対象としないという考え方がございます。したがって、社協なり、共同募金会、共同でやっているそちらの方としても、支給しないでいきたいという方針を伺ってございますので、廃止をさせていただきたいと考えているわけでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

若見委員

最後に一つだけ、新ふれあい見舞金についてですけれども、さまざまな条件があって対象あるいは対象外にされた方々がたくさんおります。この方々、本当に切り詰めた生活をされているのではないかなと思うのです。スーパーの見切り品の野菜ばかり食べて、たまには肉を食べたいと。自分も同じ一人の人間なのだとこのことを言っているのではないかなと思うのです。生活保護の基本は、先ほど課長も言いましたけれども、生存権、憲法第25条ではないですか。こういう方々を対象から外すというのは、本当に、私、悲しいというか、ここまで小樽市はひどくないのではないかと。もう少し温かい行政というのはないのかなと思います。

生活保護も受けないで頑張っている母子家庭の世帯。ある日、その子どもがこんな話をしました。私に、「おばさん、食パンには真っ白いところがあったのだね」とこういうのですよ。この子どもは、食パンの切り落としした耳しか食べたことがないのです。この言葉を母親はどんな思いで聞いていますか。こういう市民の生活を、本当にわかってほしいし、そのためにこれだけの福祉の切捨てをするのであれば、きちんと市民の意向調査、これをしっかりとしていただきたいと思うのです。

最後に、福祉部長に聞きたいのですけれども、私は市民の代表として市民の皆さんの声を行政に届ける役割があるのです。しかし、行政の皆さんというのは、その市民の声をいったんはしっかりと受け止める。これが最低の役割ではないかなと思うのです。切り捨てられるはざままで生活されている人が、たくさんいるのです。この子どもの声にあるように、こういう生活を強いられている人たちに、温かい行政のかかわりをどうして持てないのか、もう一度それぞれのかかわるところに戻って、理解してくださいという一言では済まない中身だと思っております。

地方自治法、これは住民の福祉の増進を図ることを基本とする、第1条の2に書いてあります。こういう立場からいって、福祉部長、本当に小樽市の福祉というのは、これから展望というのは持てないのですか。最後にお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

福祉部長

先ほどのふれあい見舞金にしましても、こういう制度を、各市ではほとんど市の事業としてはやっていないわけでございます。どちらかといいますと、先ほどの歳末助け合い原資の部分だけでやっている事業を、何とかそれに

市としても上乘せしながら進めてきた経緯があるわけです。それもなかなかこういう厳しい状況の中で、何とか市としても維持したいと考えているわけでごさいますので、そういうことから、所得制限等を導入しながら、多少そういう面では対象者の幅を狭めた形にはなっておりますけれども、何とか制度を維持していきたいということで、今回、見直しの中で新ふれあい見舞金という形で支給をさせていただくというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

吹田委員

放課後児童クラブについて

まず、昨日、予算特別委員会の方で質疑がございました放課後児童クラブの関係でございますが、昨日くしくも来年から利用料の金額が確定ではないのですけれども、数字が出まして、5,000円ほどの費用と、それからおやつ代が別にといい形で聞いたのでございますけれども、これも今朝の新聞に出ましたけれども、これについて市民の皆さんから、原課の方に何か反響等がありましたでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

もし、そういう声があるとすれば、所管は教育委員会ですので、教育委員会に回るのではないかなと思いますが、現状は私としては聞いておりません。

(市民) 勤労女性センター館長

勤労女性センターにも放課後児童クラブがございますけれども、今のところは何も聞いておりません。

吹田委員

今、放課後児童クラブについては、利用される方がたいへん多くて、今朝ある保護者の方とお話をしたときに、「そんなにですか」とこういう意見もあったのですけれども、私の方は、昨日の質疑の中で放課後児童クラブの充実をこれから進めるという話がございますので、この問題につきましても、市の財政もたいへん厳しいようございまして、また、充実ということであれば、ある程度の負担についてはやむをえないかなと考えております。

また、これにつきましては、所管が違うので、ここで申し上げるのはたいへん失礼なのですけれども、この徴収、負担の方法につきまして、いろいろと検討もされると聞いておりますけれども、ぜひその辺のところをより検討していただきながら、皆さんも利用される方々が理解のできるような形で進めていただきたいと思います。児童家庭課の方ではないかもしれませんが、教育委員会の方にお伝え願えればと思っておりますのですけれども、いかがでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

昨日の質疑の中で、社会教育部長の方から答えている範囲から超える答弁をすることはできないわけなのですが、今、委員の方からご指摘のあった部分につきましては、厚生常任委員会でもそういったご意見があったということも踏まえまして、今後、関係する3部の中で協議をしてみたいと考えております。

吹田委員

ぜひ、その辺よろしくお願いをしたいと思います。

インフルエンザについて

今日も札幌の方では、インフルエンザの流行により例年に比べますと、一月ほど早く学級閉鎖をしているようです。小樽のインフルエンザの流行につきまして、伺いたいと思うのですけれども、小樽では現在インフルエンザが流行しているのかいないのかという問題でございますけれども、いかがでしょうか。

保健所長

小樽でも流行状況は、まだ目立たないですけれども、患者は出ております。せきを中心とした熱を出す患者が出てきているみたいで、たぶんインフルエンザも出てきているのだらうと思いますけれども、もう1週間ぐらいの間にもっとはっきりすると思います。各病院にインフルエンザの検査キットなどがありますが、そろそろそれを使って検査している時期だと思えます。全国的にかなり増えてきておりますけれども、特に北海道など、寒い地域を中心に報告が増えてきている状況です。たぶん、小樽も既に出ていると思えますけれども、そのベースデータが出るのがもう1週間ぐらいかかると思っています。

吹田委員

今年は意外と暖冬の感じではないかと思うのですけれども、インフルエンザが例年より1か月も早く流行したというのは、何か原因というようなものはあるのでしょうか。

保健所長

今年は、11月ころから欧米では相当はやっております。それは、気候というよりも、たぶんウイルスが変異してきまして、インフルエンザウイルスは定期的に変異するのですけれども、それが全く新しいウイルスになると、これはかなり危険だということで、相当懸念されていたのです。今年はちょっと変異したウイルスが南半球で出てまして、それがわりと早めに欧米で出てきています。日本でも、その影響というか、同じようなウイルスが現在出回っておりますけれども、それは今年のワクチンである程度抑えられると言われております。

吹田委員

今、ワクチンの話が出たのですけれども、小樽ではこのワクチンを希望される方と、それに対する供給については現在の状況はどうなのでしょう。

(保健所)保健課長

SARSの流行、インフルエンザの予防、意識の高まりといったことがございまして、市内では薬品問屋が去年の実績の1.4倍から1.5倍を入荷した状況でございます。これが、12月8日現在で四つの問屋がございまして、在庫としてはないと。すべて医療機関に渡っているということでございます。それで、12月11日に市内の医療機関、94か所に問い合わせいたしましたところ、現在、それぞれの病院に、合計で在庫が3,961本あるということでございまして、その中で、接種見込みがあるというものが93.7パーセントの3,712本と聞いてございます。

吹田委員

そうしますと、現在は不足という状況にはなっていないということでしょうか。

保健所長

全国的に日本だけでなく世界的なのですけれども、ワクチンがもうほとんど底をついた状況です。ワクチン製造には、だいたい4か月かかるので、今年度はもう出ている分になる。ただ、日本の場合、国の方では各病院に隔たりがあるのではないかと。それで、先週各自治体、都道府県を調査して、今どれだけ残っているか、それを確かめた上でワクチンの再配布ということを通達として出しておりますけれども、実際にいろいろと私が調べた感じでは、各地域にほとんどワクチンはない。逆に言うと、相当早期から住民のワクチン接種が行われていたということです。ですから、1月あたりに流行してくるのは別な可能性があるんですけれども、その時期には、ワクチンというよりも予防ということを中心にしていかなければならないのだらうと考えております。

吹田委員

これから、インフルエンザの流行が始まるであろうということなのですけれども、インフルエンザの予防につきまして、保健所では市民の皆さん、特に乳幼児、低学年の子どもたちには、どのような予防の啓蒙活動とか、そういうものにつきまして考えていますか。

保健所長

幼児・学童のインフルエンザの予防で一番重要なのは、ワクチン接種なのですけれども、ワクチン接種以外の予

防というのは、早期にインフルエンザの流行を察知して、そして早いうちに学校でしたら休校とかそういう形にする。とにかく、周辺への感染を防ぐということであります。あともう一つは、そういうせきもひどいと。そういうインフルエンザ症状を出している子は、とにかく自宅で安静にすると、そういった形で我々もいろいろ計画を考えています。大人の場合は今年は非常にいいマスクが出ていると思いますので、それを使ってと考えておりますけれども、ただ、一番難しいのは、子どもの場合はそういう子どものマスクでいいものがあるかどうか、今調べていますけれども、とにかくインフルエンザの流行が始まった当初にできるだけ集団の患者を出さないということが原則だと思います。

吹田委員

市民の皆さんの健康の維持のためには、保健所の皆さんはたいへんご苦労されていると思うのですが、よりこのことにつきまして、市民のために考えていただければと思います。

特別養護老人ホームの整備について

続きまして、昨日も他会派から質問があったのですが、特別養護老人ホームが新しくつくられるということございまして、この中では小樽市社会福祉施設等整備審査委員会が運営法人の審査を行ったのですが、このことにつきまして、小樽では96床の割当てがあったと思います。それにつきましては、どのような経緯で決まったのか。日程的にいつごろに国から通知されて、それが市に来て、最終的にここで各施設の方を選ばなければならないというところまで、選ぶところからの日程につきましては、ここに出ていましたので、その前の段階をお聞きしたいと思うのですが。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

まず、今回の特別養護老人ホームの整備でございますけれども、前回の計画が平成12年度からスタートしまして、16年度を目標に計画されておりました。その中では、小樽市としましては、ある程度施設を要望しておりましたけれども、小樽を含めた後志管内に56床しかなくて、小樽市の整備枠は与えられなかったという状況でございます。15年度からの第2期の高齢者保健福祉計画の中で、北海道が最終的に計画を立てるわけでございますけれども、その中で後志圏域としては130床が示されたわけでございます。その130床の整備枠を後志管内の市町村が集まりまして、調整をするわけでございますけれども、最終的に7月の後志圏域連絡協議会という後志管内の市町村が集まった協議会で130を調整した結果、小樽に96床が割り当てられたということでございます。

吹田委員

この96床については、国はいつまでに小樽でその施設をつくるようにということなのですか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

15年度の新たな2期の計画の目標が19年度までになってございます。基本的には、その15年度から19年度までの5年間、要するに最終目標の19年度までに、小樽市でいえば96床をつくる目標になるのですが、ただ、この計画自体5年のスパンですが、3年ごとに見直しをするものですから、今の計画の中でいくと、17年度中に整備をしないと間に合わないという状況になってございます。

吹田委員

今の話で少し理解が進んだのですが、昨日の質疑でも審査委員会で最終的には一度集まって、ある程度方向が定まったように聞いたのですが、この件、最終的には何回の審議会の協議の中で方向が決まったのでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

まずは、設置ということで、12月5日に第1回の審査委員会を開催いたしまして、その中でまず正副の委員長を決めると同時に、この審査委員会の設置目的あるいは経過、それから審査の方法等を含めて、おおむねの概要を説明させていただいております。第2回目の12月11日に、先ほど冒頭に報告させていただいたように、3法人から提

出いただいた施設の概要、図面、位置図あるいは審査するための審査項目に関する書類を審査委員会に提出させていただいて、その中でご審議をいただいたという経過でございます。

吹田委員

申請者を見ますと、たいへん本格的に長い間、福祉施設等を進めているところもございまして、また、全くこれからこういうのを立ち上げてやりたいという申出の方もおられますけれども、この審査の中では、こういう経験のある大きなところとか、それとまた、全く新参入というところは、審査の中でどのような形で平等に評価されたかということについてなのですけれども、この辺につきまして、どのような配慮をされたのか聞きたいと思います。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

私どもの方で、各法人からいただいた書類関係の中に審査項目として8項目設けてございます。例えば、8項目の中に、法人の実績等という項目がございますので、そういった中で実績という部分は出てくるかと思えます。それから、あと用地の確保あるいは資金計画、それから法人等の役員構成等、そういった中でこの実績的な部分も多少勘案される部分があるのかなと思えます。

吹田委員

正式には、これからだと思っておりますけれども、今回、決められたところにつきましては、たいへんすばらしいこういうものをいろいろな形で進めておりますので、たいへんいいことだなと思っておりますけれども、これからの福祉のこういうものにつきましては、ますます重要になってくるのかなと。これから、少子高齢化で業者の方が必要になるということで、今回の17年度にできますが、それ以降も恐らく必要であろうと考えています。これにつきましては、国の制度もありますけれども、この中では、新たなこういうものをぜひ法人をつくってやってみたいという方々もおられると思っておりますけれども、私はそういうものを育成することも必要かなと。ただ、確かにたいへん実力あるところは安心して任せられるというはありますけれども、そういうものをこれからは進めていかなければだめではないかなという感じがするのです。この辺につきまして、何か市の今後のお考えがございましたらと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室長

今後の施設整備についての基本的なスタンス、考え方については、その施設の種類にもよると思っておりますけれども、一般的に申しますと、我々は既設法人とか、新設法人とかという観点ではなく、その施設が市民にとって安心して生活あるいは介護ができるような施設であるかどうか、そういった観点に立って、もし今回みたいような競合が起きますと、こういった審査委員会のしくみを活用しながら、できるだけ公平な観点で施設整備に当たっていきたくて考えております。

吹田委員

これからのこういう審査委員会というのは、恐らく福祉だけでなく、いろいろな形で行政の方がかかわっていると思っておりますけれども、第三者の方々が入ったものでいろいろな多方面の見方、意見を取り入れながら、的確な判断と、また、そういうものをやっていただく方々の選定ということが必要になってくるのかなと思っております。ですから、こういうものにつきまして、今後いろいろな状態のものにつきまして、民間委託にしても、何にしましても、こういうものが必要かなと思っておりますので、今後もしっかりとした進め方というものを行政の皆さんにはお願いしたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際暫時休憩いたします。なお、再開時刻は午後3時25分といたします。

休憩 午後3時05分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

子ども発達支援センターの開設について

報告事項について何点かお聞きしたいと思います。

初めに、子ども発達支援センターの開設に関連して質問をいたします。先日の予算特別委員会でも質問いたしましたけれども、幼児ことばの教室に関連していろいろ質問させていただきました。そのときに質問しましたので今日は質問しませんけれども、あのときに教育長は現施設の扱いについて、じゅうぶん福祉部と協議をしているという話をさせていただきました。それで、福祉部としてもじゅうぶん意を酌んでいただいて、その辺を協議、検討していただきたいと強く要望いたしますけれども、いかがでしょうか。

福祉部長

先日、教育長がお答えしましたような形で、私どもも教育長と、今、話合いをしていますし、これからも引き続き協議をしていきたいと思っております。いずれにしましても、現行の稲穂小学校の施設を、分室のような形ででも利用できないかというようなことを含めまして、道ともいろいろ協議をしているところでございます。そういう中で、これらの課題をさらに整理しながら、また、父母の方々とも話合いをしていきたいと考えてございます。

高橋委員

ぜひ、よろしくお聞きしたいと思います。

特別養護老人ホームの法人選定について

次に、先ほども質問が出ましたけれども、特別養護老人ホームの法人選定について、若干お聞きしたいと思います。先ほどとダブるかもしれませんが、整理する上で、また、観点も違いますので、質問させていただきます。時系列的に伺いたいと思っております。

まず、特別養護老人ホームの96床の補助枠の通知、先ほども話が出ておりましたけれども、7月何日に小樽市に来たのですか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

96床の整備枠の通知ということでございますけれども、これにつきましては、今年の7月11日付けで、後志支庁から本市に通知がありました。

高橋委員

それで、市と法人と事前協議ということで行われていると思うのですが、この事前協議に入る前に、法人に対して連絡をとったのはいつなのか。それから何法人ととったのか、教えていただけますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

11月4日に3法人に連絡しまして、意向確認をしております。

高橋委員

最終的に私のところでやりますよと手を挙げて返事が返ってきたのはいつですか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

ほとんどが当日に返事が来たところでございますけれども、1法人につきましては、次の週の月曜日に返事をいただいているところでございます。

高橋委員

それで、その3法人の方に、必要提出書類の説明をされているかと思えますけれども、説明した日、もしくは説明をしてから提出期限、いつまでに出してくださいと打合せされたと思うのですけれども、その辺の説明をお願いします。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

提出期限につきましては、当初11月14日に提出ということで、各法人に話しをさせていただきましたけれども、設計等いろいろ時間がかかるということから、最終的には21日に書類を提出していただくということで話しをしてございます。

高橋委員

それで、先ほども出ましたけれども、審査委員会を設置したということで、その審査委員会のメンバーと人数を教えてくださいたいと思います。

(福祉) 社会福祉課長

審査委員会の設置については、組織づくりについては私も加わりましたので、私の方から説明させていただきます。

委員は7名ということで要綱で定めておまして、学識経験者2名、それから社会福祉協議会、医師会、民生委員協議会から推薦された方1名ずつ、それと市の保健所長と福祉部長の7名ということで、お願いしております。

高橋委員

審査会の日程、回数、内容について、もう一度説明願います。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

第1回目の審査委員会を、12月5日に実施してございます。その内容につきましては、先ほど申し上げましたけれども、委員長、副委員長の選出と、今までの経過、委員会の設置目的、それとおおむねの社会福祉施設等々の概要説明をさせていただいたところであります。それから、12月11日に各法人からいただいた書類を参考に、図面、施設の概要、位置図、審査事項の項目、それを審査委員に提出いたしまして、その内容を審議いただきまして、最終的にどの法人を優先するかということで決めていただきまして、それを市長に通知いただくという段取りで実施してございます。

高橋委員

その審査会の公開非公開の考え方はいろいろあるかと思えますけれども、この辺の議論はされましたか。

(福祉) 社会福祉課長

市の情報公開条例も確認しながら、法人の資産状況あるいは役員の個人資産なり預金状況等、いわゆる個人のプライベートに関わり、公開すべきではない項目が多いものですから、また審査委員会の中ではいろいろなことが討議されまして、その話した内容が公開されますと、自由な話合い、審議ができない、損なわれるおそれがあるということで、非公開ということにさせていただいております。当然、要綱の内容あるいは非公開とするということについては、審査委員会で認められております。

高橋委員

それで、先ほども出ておりましたけれども、審査の際の基準、これについても一度説明をお願いします。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

審査の基準でございますけれども、まず一つ目は、各種福祉計画等との整合性ということで、これは主に高齢者保健福祉計画がメインになると思えますけれども、この計画に整合性があるのかということでございます。それから用地の確保状況ということで、周辺地域の環境とか交通の利便性あるいは自己所有かどうかという部分も含めての内容になります。それから、計画施設の基本プランということで、設備・運営基準を理解している計画か、ある

いは入所者あるいは職員の負担軽減となるような主なそういったプランになっているかどうかということ。事業の資金計画は自己資金とか、あと当面の借入金というのが出てきますので、そういった部分での償還がどういうふう
に計画されているかというようなところがあります。それから、法人等の実績ということで、これは法人の運営指
導というのは、道の許可権限でございますので、道のそういった指導を受けての、要するに文書指導があるのかと
いうようなことを含めた内容でございます。それから、法人等の役員構成ということで、役員に社会福祉事業に関
する知識経験があるのか、あるいは周辺地域に地域の福祉関係者とか、地域の代表的な方とか、そういう方がいら
っしゃるかということ。それから、準備状況ということでございますけれども、理事会あるいは設立準備会等でじ
ゅうぶんこの計画について審議されているか、あるいは施設整備に向けて、体制が整えられているかとかというこ
とでございます。それから、その他ということで、苦情処理体制が確立されているか、職員研修が充実されている、
あるいはサービスの自己評価システムの的なものがきちんとされているかとか、そういった項目の中身でございます。

高橋委員

昨日、佐藤委員の方からの質問で厳正に対応されたということで聞いておりましたけれども、この結果の公表に
ついては、どのように考えておりますか。

(福祉)高齡対策室長

審査委員会というのは、今回、あくまで市に三つの法人から計画が出されました。そういった中で、先ほども吹
田委員の質問に答えたのですけれども、特別養護老人ホームというのは、常時介護を要する方がずっと生活する施
設ですから、そういった目的が達せられるかどうかという観点から、その計画を審議していただいております。
それで、あくまでも審査委員会でいろいろ議論していただいた結果を市に通知していただきまして、最終的には市
がもろもろの検討を加えて決定をします。先ほど最終的に小樽北勉会に決まったということで報告申し上げたので
すけれども、この審査委員会の結果については、この計画者に対して通知を行うまでは、控えるべきかなというこ
とで、私どももこれまで控えてきたということでございます。

高橋委員

それで、結果が出たわけですから、市民に対してどういう公表の仕方を考えているのかなという質問なのですけ
れども。

(福祉)高齡対策室長

市民に対する公表でございますけれども、第一義的には、この常任委員会での報告ということでかえさせていた
だきたいと思っております。また、今回初めてのことでありますので、機会がありましたら、この審査委員会のしくみ等も、定
期的にかどうかはわかりませんが、市の広報等を通じての公表ということも、それから考え方といったもの
についても検討していきたいと考えてございます。

高橋委員

公明性、公平性をぜひ基準としてやっていただきたいというのが、我々の思いですし、対象業者、市民の方もそ
う思っていると思いますので、検討していただきたいと思っております。

その対象だった法人に対しての結果説明、これはどのように考えておりますか。

(福祉)高齡対策室長

昨日、市長の決裁を得て、最終的に市として一本化をいたしました。それで、今日、朝一番で各法人には通知書
を郵送いたしました。この郵送に先立ちまして、各法人等に電話連絡をいたしまして、電話で経緯・経過とか、
そういったことを申し上げるのはなかなか難しい面もございますので、議会終了後、先方とアポイントをとりまし
て、この審査の内容、どういう論議をされたか、そしてどういう観点から、どういうふうになったか、こういった
ことについては、3法人、それぞれ私どもの方から報告をさせていただきたいと考えてございます。

高橋委員

ぜひ、お願いします。

それで、一つ気になっている点があるのですけれども、先ほど通知が7月11日という話がありました。事前協議の法人に対しての連絡が11月4日で、約4か月近く準備期間がありました。ですけれども、法人に対しては、この日やったとして10日ないし17日程度しかなかったと。あまりにもスパンが短いのではないかと気がなるわけですが、この点はいかがですか。

(福祉) 高齢対策室長

小樽市で96床の枠ができてから、法人への意向確認までに時間がかかりすぎているのではないかとございすけれども、96床の枠ができたわけなのですけれども、それ以前の枠がない段階から、市の補助金がなくてもぜひ特別養護老人ホームの整備をしたいという話が数件ございましたので、それで私どもとしては、競合することも予想されたので、市だけで決めるのはいかがかなと、こういったことで、こういったしくみをしたらいいか、札幌などそういった審査委員会のしくみを持っているところの調査をして、いろいろ研究をしていたところです。そういう中で、その研究に要する時間が思った以上にかかってしまったために、実際の法人への声かけが遅れたという事情でございます。

それでは、締切りをもう少し延ばしたらどうかという話もあろうかと思うのですけれども、この特別養護老人ホームの整備については、介護保険が始まる前から市民要求が強くて、特養整備をせよという要望が多々ございました。そういった中で、私どもとしても96床の枠ができたわけですから、こういった市民要望にこたえるためには、一番早く整備できるのが17年度の整備ということになります。そうすると、17年度の整備をするためには、来年の4月に後志支庁に補助金の申請をしなければならないのです。そのためには、その前段で基本設計が入って、こういった形にして、こういった事業費で、どういう資金をもってやるというのをきめ細かくやらなければならない。その基本設計に、通常ですと3か月程度かかるのです。そうしますと、4月から3か月前ということになりますと12月になってしまうと。タイムリミットがどうしてもあるものですから、私どももできるだけいい計画で、そして補助で採択をされて、早く市民の方に特養をつくってあげたいと、こういった思いもございまして、3法人には、急な話で非常に不便をかけた面もございすけれども、そういった思いでやったものでございす。なお、その締切りですけれども、21日ということでしたけれども、全部がそろわなければだめということではなくて、どうしてもこれはいろいろ時間がかかるというものは、審査委員会が始まるまで繰り延べるといった弾力的な対応の中でやったものでございす。

高橋委員

いずれにしても、道・国関係のスケジュールがあると思いますので、当然、市のスケジュールもわかっているのではないかと私は理解してます。ですから、今後のこともありますので、そういうタイムスケジュール、タイムテーブルをだいたいものをつくっておくべきではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

(福祉) 高齢対策室長

高橋委員のご指摘のとおりだと思います。弁解がましくて申しわけないのですけれども、できるだけ公平性を担保するという観点で、審査委員会のしくみをつくりました。ですから、こういったものが確立されれば、その枠が、決まる時期にもよりますが、できるだけ早い時期に、もしも今回のようなケースで初めから審査委員会があるとすれば、7月下旬にはあらかじめ話をし、じゅうぶんな時間で計画を練っていただく中で、審査委員会にかけていくのが筋ではないかなと思ひますので、そういったことを心がけながら、今後とも進めていきたいと考えております。

高橋委員

ぜひ、そのようにしていただきたいと思ひます。

地球温暖化問題について

代表質問で地球温暖化問題を質問させていただきました。ようやく職員研修を実施されたということで、よかったなと私は思っております。

まず、この職員研修会の目的と、それからいつどこで行われたのか、説明をお願いします。

(環境)環境課長

小樽市温暖化対策推進実行計画職員研修会について、目的でありますけれども、13年度に策定しましたこの計画を適正かつ確実に実践していくためには、職員一人一人の地球温暖化、環境に対して正しい知識を持って実践していくことが必要になってきます。このことから、地球温暖化に対する職員の意識の向上、それから実行計画に掲げている取組の理解度を深めるという目的で、今回研修を行った次第でございます。本年11月25日、消防の講堂で2時から開催いたしました。

高橋委員

この研修会の対象者、集まった人数、担当講師、研修会の内容、この辺の説明をお願いします。

(環境)環境課長

対象者につきましては、基本的に看護師、保育士等、職場を離れることができない職員の除きすべての職員を対象とし、ただ、全員は参加できませんので、原則的に各課・室1名以上という条件で参加者を募りました。人数につきましては、74名出席しております。講師につきましては、地球温暖化防止活動推進員、これは道の制度ですけれども、千歳にお住まいの東靖友さんという方で、松下電器に長年お勤めになっていて、環境に対する仕事に就かれていた方をお願いをしました。それから、実行計画の推進については、環境課環境計画係長が行っております。それから、内容につきましては、先ほど言った地球温暖化ということで、具体的には地球の温暖化とは何かと、温暖化のメカニズム、温暖化の影響、どのような行動をとることがよいのかと、それから京都議定書の動向などの地球温暖化についての基礎的な知識の習得ということで行っております。実行計画の推進については、小樽市の削減状況、それから率先行動の必要性などがございます。

高橋委員

参加された課長の感想を聞きたいのですが、大分これは理解が深まった研修会であったと思っておりますか。

(環境)環境課長

たいへん恐縮ですが、私の考えということでございますので、基本的、基礎的な知識で、講師の方もプロジェクトなどを使ってたいへんわかりやすくご講義いただいたと思っております。それで、参加者も地球温暖化についてよく理解ができたのではないかと考えております。今回の研修で職員に対する意識づけが一応図られているのではないかなと考えておまして、今後の環境に配慮した職員の行動を期待したいと思っております。

高橋委員

今後の研修の予定については、どのように考えられておりますか。

(環境)環境課長

今後の予定でございますけれども、地球温暖化というのは、皆さんご存じだと思いますけれども、一番の問題は、身近に感じるができないということだと思っております。常に環境に対して職員の一人一人が意識を持つことが大事だとしております。今回の研修会は74名の参加でございましたけれども、基本的には全職員に環境保全に対する意識を持ってもらわなければならないということでもありますので、このような研修会のほかに、研修の形ではございませんけれども、意識の高揚を行うような方策を今後とっていく必要があると思っております。

高橋委員

ぜひ、そのようにお願いしたいと思っております。関連してアンケート調査をしているということも答弁をいただきました。このアンケート調査の目的と、それからこのアンケート調査に至った経緯を説明願います。

(環境)環境課長

環境に優しい市民ルール推進会議というのを行ってありまして、これは13年度に発足いたしましたので、ちょうど今年度で3年目を迎えるという状況でございます。いろいろな活動を行っておりますが、その中で市民ルールの新設に当たって、市民ルールが市民の皆さんにどの程度理解されているのか、それからどのような取組がなされているのか、市民の意識を調べることが必要だということで、推進員の提言にもございます。このことによりまして、今年度はちょうど3年目に当たりますので、市民の意識調査を実施したという状況でございます。

高橋委員

それで、アンケートの配布枚数、それからどのようにアンケート調査を実施したのか、それについてお願いします。

(環境)環境課長

アンケートの枚数でございます。これは、市民の方を対象に無作為で1,000人の方を抽出しております。実施方法は郵送によるアンケート方式です。アンケートは11月25日をもって締め切っております。

高橋委員

このアンケートの調査結果の予定とございますが、これからの作業予定、これらについて教えてください。

(環境)環境課長

11月25日に締切りまして、今、集計作業に入っております。回答数は今わかっておりますので、424件の回答がありまして、有効回収率は43パーセントでございます。今、この集計作業をしていますが、年明けから、その基礎的なものをもって分析し、調査結果をまとめていくのが、最終的に2月末ぐらいになるかなと思っております。

高橋委員

43パーセントということで、思ったより高いですね。通常であれば、だいたい3割程度が多いのかなと思ったのですけれども。アンケート調査表をいただきまして、確認をさせていただきました。これは私の提案なのですが、ぜひ、小中学生に学生バージョンということで、このアンケート調査をしていただきたいと。都市計画審議会では未来を担う子どもたちに対してということで、実際、調査を行いました。回答率は100パーセントです。ですから、これからのことを考えますと、今、言いました学生バージョンで、すぐでなくてもいいのですけれども、できるだけ早い時期にお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(環境)環境課長

今回の、あくまでも20歳以上の市民の方に特定しまして、実際に確認の中で温暖化に取り組む方を中心にアンケート調査をいたしました。市民ルール推進会議の中でもいろいろ提言、議論がありまして、小中学生に対する環境の教育をどうしたらいいのだろうかという話も中には出ております。一つの例ですけれども、推進員で中学校の知っている先生を通じて、保健体育の時間に環境家計簿を使って、そういう子どもたちの活動の中で行っていると。当然、中学生、小学生の意識も必要になるかと思っておりますけれども、時期はいつごろという話は今できませんけれども、推進会議の中に掲げながら、そういう意向調査も検討してもらおうというふうに、今、思っております。

高橋委員

ぜひお願いしたいと思います。

歯科保健対策について

代表質問で歯科保健対策について何点かお聞きをしましたところ、子どもの虫歯有病者率というのは、全道平均よりもいい状態なのだというお答えをいただきました。この要因はどのように考えられておられますか。

(保健所)中村主幹

小樽市の3歳児健診と1歳6か月健診のときの虫歯の状況というのをお答えしたと思うのですが、どちらも全道の平均よりはよい状況で、しかしながら、全国の平均よりは若干虫歯が多いということになるようです。要因といたしましては、北海道の生活習慣等の現状というのもございますが、小樽市の場合は特に幼児の1歳6か月のとき

の虫歯予防に関して、もっと低年齢児から積極的なかわりを持ってこなかったことが、少し問題になっていると考えておりました。そこは改善するようになってございます。3歳児健診に対しましては、やはり2歳から3歳にかけての虫歯の変動というのはなかなか押さえられないところがありまして、これは全国的にはどうかはわからないのですが、北海道の調査の中では、小樽市の場合はフッ素による虫歯予防の経験は多いのですが、ただ回数が少ないということがわかりましたので、これに関してもっと改善していきたいと考えてございます。

高橋委員

それで、答弁の中に健康おたる21を策定して、この中でも歯科保健対策をやっていくのだという内容がありました。まず、この健康おたる21の策定された理由、経緯も含めてお願いします。

(保健所)保健課長

健康おたる21についてでございますが、まず、計画策定の目的でございますが、少子高齢社会、健康で生活できる期間というのをできるだけ長く保ちたいと。市民一人一人が健康づくりに主体的に取り組んでいくということが最終目的でございます。これを社会全体で支援していくということも出ております。実際には、この計画でございますが、市民の健康づくりを支援していく、その行動指針であるということがまず位置づけでございます。これは、国の健康日本21、この趣旨に基づいて策定したものでございます。内容に触れますと、生活習慣病等の予防を柱にいたしまして、栄養・食生活、たばこ、そういったものを挙げ、全部合わせますと八つの領域がございまして、それぞれに具体的な目標と、目標数値を掲げてございます。それから、策定の経緯でございますが、策定期間は平成13年度、14年度の2か年でございまして、策定に当たりまして、市内9か所で趣旨説明会を開いて、その後に健康会議を月に一、二回程度、定期でやってございまして、広く市民からいろいろな意見をちょうだいいたしまして、最後に策定委員会でまとめて、本年の3月に策定を終了したところでございます。

高橋委員

健康おたる21を読ませてもらいました。この46ページに歯に対するいろいろな目標値が出ております。目標設定に当たっての考え方ということで、4の1から4の5までずっと掲げられておりますけれども、最初の歯間清掃用具の使用については、現状は20パーセントだと。目標年度の2010年には約2倍の50パーセント以上としたと書いてあります。この50パーセントという数字は、どのように出てきたのか。その根拠も含めて教えていただきたいと思っております。

(保健所)中村主幹

こちらに出てございます数字は、ほとんど健康日本21ということで国が出している数字と、それからすこやか北海道21ということで、北海道が出している数値、そういったものを参考にして決めてございます。

高橋委員

それで、この50パーセントとするために、小樽市としてはどのような対策をとっていかうと考えているのですか。その辺、教えていただきたいと思っております。

(保健所)中村主幹

大人に対する対策というのは、非常に難しいのですが、ただ、この歯間清掃用具を使用するということに限って申しますと、歯間清掃用具というのは知っている、それから使い方がわかっている、そして使う意義がわかるというような理解をしていただくということが、まず第一だと思いますので、いろいろな機会をとらえて、市民の方々にPRをしてございます。

高橋委員

次に、4の2ですけれども、かかりつけ歯科医を持つと、こういうことになっておりますけれども、これについてはいかがですか。同じような考え方ですか。

(保健所)中村主幹

かかりつけ歯科医を持つということに関して、これは年齢に関係なく、かかりつけの歯科医を持っていただきたいということなのですが、ただ何パーセントの方にということは、なかなか評価が難しいところがございますので、30パーセントというは、希望的な数字ということに近いと思います。調べる方法がなかなかございません。

高橋委員

私もこれは難しいと思います。次に、4の3ですけれども、喫煙と歯周病の関連についてということで、80パーセントを目指す、こういう数値があります。これはどのように周知をされていくのかということが、非常に疑問だったのですけれども、これはいかがですか。

(保健所) 中村主幹

喫煙と歯周病の関連について、ほとんどの人が知っているということを目指して80パーセントということになってございますが、まず、喫煙と歯周病について関連があると思うかどうかということ、以前から1歳6か月児の母親に聞いてございまして、これに対しては知らない方も知っている方ももちろんいらっしゃるのですが、関係があるということを教えるような内容で、1歳6か月児の健診のときにいらっしゃる母親にはPRしております。1歳6か月児の場合は、受診率も非常に高いので、このことはかなりの方にお話しできると思うのですが、それが家庭内で家族に広がってくればということを期待してございます。それ以外の大人に関してでも、もちろん歯周病とたばこの関係については、お話しする機会をとらえているとPRしてございます。

高橋委員

4の4ですけれども、先ほども話があったように、小さい子どものケアが大切かなと私も思います。代表質問でも言いましたけれども、乳歯、それから生えたての永久歯、これは非常にまだ弱いと言われております。目標値で80パーセントということになっております。これはかなり高い数値かなと思うのですけれども、これについてはどのように考えられておりますか。

(保健所) 中村主幹

この80パーセントの数値も、健康日本21とすこやか北海道21についても80パーセントとなってございますので、小樽市の現状よりも若干いいところと悪いところが80パーセントという目標を立てておりますので、小樽市もそこに照準をあわせてやっていきたいと存じております。

高橋委員

現状では、64.9パーセントということでけっこう高い数値なのです。ですから、私は不可能な数字ではないなと思っております。それで、具体的にその数値を上げるために、何をしているかということが非常に大切なのかと思うのですけれども、現時点ではどのように考えられておりますか。

(保健所) 中村主幹

先ほど1歳6か月児より以前からかかわりたいということでやっているということと、それからフッ化物の塗布、フッ化物の利用というのを進めたいということをお話しましたが、本年度からなのですけれども、いろいろな保育施設においてご希望の方にフッ化物を塗布するということを試行的に始めてございまして、低年齢児の方から、それから何度も塗れないという方に対しても対応できるようにというようなことを考えてございます。そのほかに、専門的な処置としてのフッ化物塗布以外に、家庭でフッ素を利用するということから、小さな子どもからフッ素入りの歯磨き剤のようなものを使用するということも勧めてございます。

高橋委員

適正な歯磨き指導が非常に重要であると私は考えてます。それで、保育所や幼稚園に出張されて歯磨き指導をやられているということはわかりました。これが習慣になるように、ぜひ続けていただきたいと思っておりますし、特に先ほども言いましたけれども、子どもたちに対しての対策は強化していただきたいと、こういうこともありますので、その点を含めて、今後の保健所の対策というか、思いというか、そういうものを聞かせていただきたいと思っております。

(保健所)中村主幹

確かに低年齢児からの虫歯予防というのは、非常に重要なことだと認識してございますので、個人的な虫歯予防に加えて、集団に対しての虫歯予防ということで、できることをなんでもやっていきたいと思っております。集団に対しては、先ほど申しましたように、保育施設を利用してPRさせていただいておりますが、そのほかにも保健所でやってございます市民に対しての乳児健康相談というようなものを通して、いろいろなことでPRということでやってございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤(博)委員

四つのテーマについてお尋ねしていきたいと思っております。何点かについては、既に予算特別委員会や今日の厚生常任委員会の中でも議論いただいている部分もありますけれども、改めて所見を聞きたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

さくら学園の民間委託について

最初に、さくら学園の民間委託についてお尋ねしたいと思います。さくら学園の通園部分の民間委託という考え方が示されて、通園児の父母も心配しているわけでありまして、そういう父母の不安解消のため、説明会も行ったという話は聞いているわけなのですが、少し具体的にどういった不安の解消策をとらえているのか、まずお尋ねしたいと思います。

(福祉)児童家庭課長

さくら学園の通園児の保護者との1回目の話し合いは、11月20日に昼から1時間ほど行っております。それで、保護者から出されたご意見は、一つは総体的な部分になるのですが、果たして民間が運営をした場合というのは、どういうものなのだろうかということに対する疑問というよりも、どういった形になるのだろうかということが、まず総体的に出されました。そういった中で、果たして委託をするとなった場合、委託先がどこになるのか。それから、委託後の指導員の体制がどういうふうになるのか、現行受けている療育指導が継続されるのかどうか、そういった意見が出されました。道内にさくら学園と同種の施設が11施設ございます。近いところでは札幌に民間法人が運営する施設が2か所ございまして、今月の5日と、12日にその二つの施設を保護者が見学したいということがございまして、子どもを療育、指導している時間帯はさくら学園のバスがあくものですから、その時間帯に保護者の方々、10数名参加されたと聞いてますけれども、札幌の施設に行ってみ学もしております。私どもといたしましては、今日、委託先の法人についても一定の方向性を報告しておりますので、保護者の方々から出されたご意見、ご要望等を、また、法人側に伝えるといったこともやりとりしながら、不安の解消、保護者が持たれている疑問について、答えていきたいと考えております。

斎藤(博)委員

冒頭の報告の中で、報恩会と協議を進めさせていただきたいという話を今日初めて聞かされているのですけれども、具体的に施設名でいうと、どこのことを言っているのですか。

(福祉)児童家庭課長

今、小樽市内では、幾つかの事業をやっておりますが、一番わかりやすいのは和光学園を運営している法人で、社会福祉法人後志報恩会です。

斎藤(博)委員

先ほど、父母の不安なり、疑問というようなことで出されていた部分が、今回、和光学園を運営しているところが受皿として小樽市と協議に入っているというふうになったときに、一定程度のイメージがつかめると思うのです

が、そういった和光学園の持っている能力なり、それから従来やってきた事業展開の中で、今のさくら学園よりも優位性があると考えている部分があったら、お知らせいただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

現状の中で直営よりもそちらの方がよいというふうには、今後のことですから、なかなか言いづらい面はございます。ただ、これは今回の本会議で、市長からも答弁をさせていただいているのですが、先ほど言いました道内で民間が運営している施設につきましても、例えばさくら学園の児童通園施設という、そういったものを単体で運営しているところはありません。ほかにも障害児、障害者を含めて、いろいろな事業をやっています。ですから、そういったところの実態を見ますと、当然、さまざまな事業をやっている経験なりノウハウが児童通園業務にも、児童通園の指導にも反映されているような場面も多く見受けられますので、今後の中ではそうした療育指導の充実なりが図られていくのではないかなと考えております。

斎藤(博)委員

父母が民間委託の説明を受けた後に、どう考えたらいいのだろうかというのは、いろいろなところに相談しているわけですが、その中で例えばさくら学園に勤める職員も、どこに民間委託するのかもわからない段階で、心配しなくていいですよというわけにもいかないし、どんどん心配して不安をおおるわけにもいかない中で、たいへん苦慮していたわけですが、今後、和光学園を運営しているところが受皿となって、これからの福祉施設という部分でいえば、従来の市のやっていたいろいろな事業と少し違って、保育所の場合もそうですけれども、利用者がはっきり特定されてくるわけですね。自分の子どもの通っている保育所、もしくは自分の子どもが行こうと思っている施設が民間委託されるということについては、言い方が乱暴かもしれませんが、ここの道路に来る車が、それは除雪でもいろいろなところで来る車が直営なのか、委託なのかとは違った受止めをされている部分があるものですから、そういった中では、受皿である法人の適正さが、公開の場で議論されなければならないと思っております。今後この法人が受けるに当たって出されてくる条件とか、提供される運営方針、メニュー、そういった部分についてはじゅうぶんに議論させていただきたいと思っております。

今、12月17日という段階でありまして、今日、私は初めて、その報恩会和光学園が受皿として対象となっていると聞いているわけなのです。例えば今いる子どもなり、これから来年考えている子どもの親にとっては、非常に中途半端な時期となってくるわけなのです。小樽市としてさくら学園の通園部分を民間委託しながらというふうに言っているわけなのですが、これのスケジュールといいますか、今後こういった計画でこの事業を進めていきたいと、相手方と詰めるということもあると思いますし、父母さんとも話し合わなければならないということもあると思うのですけれども、通園の適齢期もあると思うわけなのです。そういったことについて示せる部分があったら、お知らせいただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

今、委員ご指摘のとおり、今日、この常任委員会の中で、今後協議を進めていく法人の名前も報告させていただきましたので、保護者との間でも一定の具体的な協議に入れるだろうと考えております。ただ、考え方としては、まずは保護者がどういったご希望、ご要望、不安があり、それに市としてこたえられるのか。そして、その要望が、最終的に受託先に、もしなるとすれば、その法人でどういった形で実現できるのか、担保できるのか、そういった部分での何回かのやりとりを進めながら、基本線を固めていくことになろうかと思います。このことは後の話ですが、市と法人との委託契約を結ぶ、委託をする。その料金がどのようになるのかという、そういった部分というのでも出てきます。それから、特にこれは保護者会からも出ていましたけれども、例えばどこかの日にちに委託を決めたと。そうしたら、昨日までは市の職員がぞろっといたけれども、次の日に来たら、全部法人の職員だったというわけにも、いかない施設でありますから、引継ぎをどういうふうにするかも、考えていかなければならない等の問題があると思っております。

それともう一つは、9月に地方自治法が改正になりまして、公の業務の委託の手順が変わった、指定管理者制度という新たな制度になるという条件もございます。私どももいたしましては、そういった話を詰めながら、まずは進めていかなければならないということで、16年度の4月当初ということには、ある意味限定せず、話合いの推移、経緯も見ながら進めていくという前提の中で、仮に16年4月1日ではなくて、16年度中という形になってもいいのではないかというスタンスで、関係団体、保護者との話合いを進めていきたいと考えております。

斎藤（博）委員

スケジュールはわかりましたし、相手方と詰めていかなければならないこと、それから、事業者の了解をとるために、いろいろな項目を設定をしていくということは了解されていることで、一番最後におっしゃっている部分からすると、今議会に公の施設の運営の条例が出ています。さくら学園も適用されると理解すると、まず指定するための条例を提案してくる、それからやっていかなければならないということをおっしゃっているということではないのですか。

（福祉）児童家庭課長

今、その部分、総務部総務課の方とも協議をしています。当然、さくら学園という施設を委託する、法人に任せるということになれば、現状の理解としては、この指定管理者制度にのせた形でいかなければならないだろうと。例えば警備を委託する、清掃を委託するというのは、単純な業務の委託ということで要らないわけですがけれども、現状の私どもの認識としては、法に基づく児童福祉施設という、そういった中では、前段申しあげました指定管理者制度という手順が必要だろうと考えております。

斎藤（博）委員

今の最後の部分は、実施時期との兼ね合いがあるものですから、子ども発達支援センターとの兼ね合いが出てくるとかなと思いますので、二つ目の項目の方に移らせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、幼児に関する既存の三つの施設の窓口を一本化して新しい施設にしていくべきだという考え方については、私も賛成する立場に立っているわけなのですが、そこにある施設を今利用している方々というのは、そこで暮らしているといいますが、その先生なり、その場所に非常な愛着なり、気持ちというのが込められているというのが当然ですし、OBの方もいらっしゃるわけですから、いろいろな方との話合いが必要だろうと思っております。その部分については、今議会の中でもいろいろな形で話合いをしていると聞いておりますので、その部分は省きまして、今回、特に稲穂小学校に併設されております幼児ことばの教室に関して、相当具体的に、これはたぶん教育委員会なり、福祉部との話合いの中でもやりとりにはなっている部分だとは思いますが、何点が相当具体的な心配事が出されていると思っております。それについて、先ほど来のほかの委員の説明でも、今の稲穂小学校の施設の利用について触れている部分もあったとは思いますが、逆に見ますと、この父母が心配している要因について、三つほどあるわけなのですが、どういうふうに考えているかということをお聞きしたいと思うのです。なぜ、それが先ほど言った稲穂の分室という形に総括されていくのか、それが悪いとかではなくて、理論がワーブしているのではないかなという部分もありますので。

まず1点目は、言われている交通の便、アクセスの部分があると思います。もちろん、三つの施設を統合した場合に、通園される子どもの持っている条件とか、父母なり家族の持っている条件等々があって、一概には言えないわけでありましてけれども、確かに公共交通機関の一番近いところからどうなのか。今、さくら学園と稲穂小学校と、そして福祉センターにあるわけなのですが、それと旧東山中学校と比較した場合に、交通の便についてどうなのかという質問、心配があるわけですから、この辺についてどう受け止めて、どのように考えていったらいいと思われているかをお聞かせください。

（福祉）児童家庭課長

現在、対象施設として考えているのは、幼児ことばの教室と子ども発達支援室です。現状、幼児ことばの教室と

支援室は、それほど離れたところではないのです。福祉センターと稲穂小学校ですから。ですから、保護者の受け止め方として、支援室の保護者の方々については、基本的に場所を移転すること。そのことについても基本的な了解といたしますが、賛成をいただいているのです。というのは、どうしてかということ、指導の仕方が幼児ことばの教室と支援室では、異なる部分がある。具体的に言いますと、指導形態としては支援室の方は、多くの子どもが集団と個別指導の両方を受けているのですが、幼児ことばの教室の方はほとんどが個別指導ということで、それぞれ保護者の方が指導を受ける時間につれて来るという、そういったことがございまして、その部分で交通の便について、特に幼児ことばの教室の保護者から不便さについてのご指摘は多く出されていると認識しています。これは、このたび何回か答弁しておりますが、現行の稲穂小学校の施設を利用して、支援センターという一つの固まりにはしながら、指導場所としては稲穂小学校にある現状の幼児ことばの教室を利用してやる方法を、何とかできないだろうかということ、道とも協議を進めているということでございます。

斎藤（博）委員

父母が心配する中に、今の稲穂小学校に併設していることばの教室の場合は、幼小一貫という部分が非常に大切なのだと思われまして、そういった部分が今回の統合によって損なわれるのではないだろうかという心配をされている部分もあります。この部分からすると、さくら学園の小学校に子どもたちの取扱いはどうなっているのだろうか、それから肢体不自由児訓練室の子どもたちは、学校に行ったらどうなっているのだろうか、その辺だって本当は小学校に入る1年前と小学校に入った4月1日なんてそんなに変わらないわけですから、連携した取扱いはそれぞれ必要なだろうと思うのです。今はそういうことがないものですから、不安にもならないのが現状だろうと思うのですが、幼児ことばの教室に関していうと、そこが損なわれることについての不安というのがあるのではないかなと思うわけなのですが、その部分を発達支援センターの中でどういうふうに克服しようとしているのか、お聞かせください。

（福祉）児童家庭課長

委員おっしゃるとおりで、幼児ことばの教室についてはここで申し上げますが、どの子どもも6歳になると皆さん学校に行くわけですから、その意味では、幼児期にそれぞれの施設での様子、そういったものをできるだけ学校にも担任の先生にも伝える体制をつくっていくことは極めて重要なことだろうと思っています。だから教育委員会庁舎にしたというわけではないのですけれども、そういった観点から考えますと、いろいろな課題を持っている子どもが一つの総合窓口での相談、療育を受けられると。そして、その子どもたちがそれぞれ学校に行った場合に、例えば学校の先生からこの子どもはどういう様子だったのかとか、そういった相談についても総合的に対応できるだろうと、そういうメリットも、総合化することによっての有利性、優位性としてはあるだろうと思っています。現状の幼児ことばの教室でいいますと、稲穂小学校に併設されています。小学校に行った場合は、稲穂小学校での指導と、それから量徳小学校での学童のことばの教室というのがあります。ですから、稲穂で幼児の指導を受けて、同じ場所で小学校1年生になっても今度は学校の先生の指導を受けるという、そういう流れも当然あるのです。ただ、具体的には、幼児の担当の指導者、それから小学校の担当の先生方、この先生方がケース会議という会議を持っておりまして、その中で幼児から小学校へのつながりをつくっております。ですから、このことは福祉部所管になったからできないとは全然考えておりませんし、教育委員会との協議の中でも、そうしたケース会議については今後も継続していく必要があるということですから、発達支援センターの範囲になってしまうから、ケース会議等を含めまして、学校の先生とのつながりがなくなると考えておりませんし、その形態は今後も継続していく必要があるだろうと思っています。

斎藤（博）委員

それから、三つ目の不安材料に、稲穂小学校はまだできて10年ぐらいたと思いますが、現在、示されている発達支援センターが既存の施設を利用するとは、私自身も予想もしていなかった。私は建物をつくってやってほしいと

いう思いが今もありますし、こういう施設をつくる時には、今、言われているようなことを全部クリアするような新しい施設をつくって、受け入れてやるというのが一番いいと思うわけなのですが、現在、小樽市では、施設としてはつくっていくと考えているみたいですが、建物は既存の建物を使うということで、それ自体物すごい無理がある。こういう新しいものをつくるのに、既存の中学校の建物を使うということは、合わせるということを言っているわけですから、たいへん苦勞するだろうと思っています。スペースの議論については、まだほとんど入っていないと聞いているのですが、こちらの方も、稲穂小の今の幼児ことばの教室と比べた場合という一つの思いもありますから、新築する以外、解決しないということもあるかもしれませんが、こういった不満なり、不便さについてどういう対策をお持ちかを、お聞かせいただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

確かにおっしゃるとおり、そのための施設を新築することが最もいいだろうということは、私どももわかるわけですが、現在の市の状況では不可能であろうと考えております。ただ、今回、私どもは、教育委員会庁舎1階の整備について検討しております。それぞれ指導を担当している先生方の意見も聞きながらやっておりますが、まず前提としては、ことばの教室だけではなくて、現行の支援室も含めて考えていかなければならないというのがまず一つございます。ですから、全体的に考えれば、今、支援室ではできなかったようなことを、整備した1階ではできるように、施設設備の改善、整備も考えております。ただ、ことばの教室だけについて言わせていただければ、今、ご指摘があったように、平成7年に稲穂小学校は改築しておりまして、改築以前から幼児ことばの教室と、それから学童のことばの教室もありましたから、言葉の指導がしやすいような形で設計から建設を進めております。その意味では、教育委員会庁舎で、一定の整備というのは、当然行っていかなければならないと考えておりますが、当初からその目的でつくった稲穂小学校と全く同じような、同レベルの施設設備ができるかということ、それはちょっと難しい状況にあるだろうとは考えております。ただ、いろいろな工夫をしながら、言語の指導が全然できないのかということではないと思いますので、言語指導室ですとか、言語用のプレールームですとか、そういったものは改装していかなければならないと思っておりますが、逆に先ほども申し上げました、既存の稲穂小学校を利用しての形態ということも含めて考えていかなければならないと思っております。

斎藤(博)委員

私もスペース的な部分では、稲穂小学校の活用なり、壊しても建てられればそれにこしたことはないし、乱暴に言えば、ちょっとひんしゅくを買ったのですけれども、そんなに言われるのだったら稲穂小学校につくればよかったなというふうに思っているのです。それは別としまして、人の問題についても、今お考えになっている部分のほかに、例えば言語聴覚士の配置をどうしていくのか、それから理学療法士がいらっしゃいますけれども、作業療法士の配置をどうしていくのか、まだまだ整備しなければならない問題がたくさんあると思っております。そういったことも含めて、関係する三つの施設の職員や利用者との話を進めていってほしいと思っております。

最後ですけれども、さくら学園との関係の中で、この発達支援センターの立ち上げのことについては、時期的な部分について、先ほど私なりの理解ではさくら学園の民間委託については、4月1日については一定の課題があると説明がされていると思います。そうした場合、全体との兼ね合いで、福祉部所管でやっている事業でございますので、発達支援センターの立ち上げとの兼ね合いでどうなっていくのかということについて、説明していただきたいと思っております。

(福祉) 児童家庭課長

正直に申し上げまして、私どもも地方自治法の改正によって、当初考えていたものとは段取りと異なりますが、日程的には変更せざるをえないだろうと考えております。ただ、新しく立ち上げる発達支援センターというのは、単にことばの教室と、今の支援室を一つにまとめるということではなくて、市としては総合的なセンター化をしたいということですから、その意味では、現在さくら学園が持っております長年やってきている子ども相談室ですとか、

そういった機能も含めて、立ち上げることが望ましいと考えておりますので、現状ではさくら学園の委託の時期と、センターの立ち上げは、同じ時期にしていかなければ、当然、スタッフ的にはダブっていくことになるわけですから、現状ではそのような形で考えております。

齋藤（博）委員

社会福祉施設等整備審査委員会について

三つ目の項目についてお尋ねしたいと思います。今日も2人の委員から質問があった特別養護老人ホームの小樽市の対応の部分で、私は詰めた議論をしていただきたいと思いますと思ってまいりました。

まず最初に、質問が重なっているかもしれませんが、なぜ審査委員会を設置して議論しようと決めたのかというあたりの経過をお聞かせください。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

ダブった形にはなるかと思うのですが、特別養護老人ホームの整備枠がございまして、小樽市で19年度までに96床はできるという中で、小樽市としては17年度中に何とか施設整備をしたいということで、市長からも答弁させていただいているわけでありまして。その間、複数の法人から整備をしたいということがありまして、明確にある程度意思表示をしていた法人もありますし、特別養護老人ホームを含めて、施設整備をしていきたいという法人もありました。そういった中で、いかんせん、96床しかないものですから、本来ですと、例えば96床の中に半分やりたいとか、3分の1ずつやりたいということであれば、96床におさまれば、それはそれでいいのしょうけれども、いろいろな運営をしていく中で、例えば30床とか、40床とかということであれば、なかなか施設運営が厳しいということを考えますと、法人としては最大限100床に近い96床をやりたいというのが普通でございまして。そういった中では各法人とも96床、100床に近い施設整備をしていきたいという意向が出てきますので、市としても複数あった場合に、競合しますから、それを一つの法人に絞っていかねばならないと。逆に、なぜ一つにしなればならないかといいますと、これはもともとが国なり道の補助をもらって最終的に整備していくという形になりますので、道に市町村が調整した中で、一つの意見書を出すのです。その場合、二つの意見書を出すということにはなりませんので、市として一つの法人に絞らざるをえないという状況があります。そういったことから第三者の方を入れた中で、できるだけ公平性を期した中で選定したいということから、審査委員会を設置したということでございます。

齋藤（博）委員

おっしゃるとおりだと思います。それぞれやりたいという人が3人いて、いろいろな事情で一つに絞るといのは大変な作業だと思いますし、いろいろな問題があったのだらうと思います。そういう中で、客観性なり、説得力を持つために、そういった審査委員会をつくってやったということについては、私はよかったと思っているわけなのです。

少しその中でのやりとりについてお聞かせいただきたいと思いますのですが、当然、その審査委員会に対して、一定のスケールといいますか、物差しといいますか、そういったものが持たされる、もしくは設定されたと思うのですが、小樽市としてどういったスケール、基準というのですか、そういったものをお持ちになっていたのかお示しいただきたいと思います。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

この件に対しましても、多少重なるかと思うのですが、要は審査基準を一つ設けまして、その中で大項目としては8項目を出していただいております。その一つが、各種福祉計画等との整合性ということで、これについては先ほども申し上げましたけれども、高齢者保健福祉計画との整合性が一番大きいのですが、これに整合性があるのかという部分でございます。それから、もう一つは、用地の確保状況ということで、建物を建てるということは、用地の確保が非常に重要な側面を持っています。そういった中では、用地自体が周辺に与える影響、

あるいは逆に言うと、その施設にとって、周辺環境がどうなのかということも一つございます。それから、公共交通機関の利便性ということも、判断材料の一つになるかと思えます。それから、もう一つは、その土地自体が自己所有とすることができるのかという部分の中で判断をしていくのが、用地の確保の状況でございます。それから、計画施設の基本的なプランということで、これも社会福祉法人自体、既存の施設もございまして、それから新設の法人もございまして、これにつきましては、設備なり、運営基準を満たしていかないと、道なり、国に上げていくステップで当然はじかれることでございますので、この辺につきましては、法人がじゅうぶんに理解しているかどうかという形では、私どもの方では、これについては法人という観点からはクリアされていくという、逆にそれが無いとやっていけませんので、そういう基準を満たしているか。あるいは入所者の処遇向上というのは、これは今はもう当たり前の話ですから、当然そういう面。あるいは逆にそれにあわせて職員の負担軽減というのも、配慮されているのかという部分で、そういった部分でのプランになっているかという判断材料の項目です。それから、資金計画につきましては、設置するに当たっては自己資金が必要になってきますから、じゅうぶんその辺の確保がされているか、あるいは借入金が発生しますので、借入金の償還財源もどうなっているのかという判断が必要だろうということでございます。

それから、法人等の実績等につきましては、これは道の指導の際の文書指摘がないのかというようなことと思えます。それから、法人等の役員構成については、社会福祉事業の知識経験を必要としますので、そういった観点から、そういう役員がいるのか、あるいは地域の代表的な方あるいは地域の関係者的な方も入れながらやっているか、やはり牽制するという部分も大事ですから、そういった方もいるのかどうかという内容でございます。

それから、準備状況につきましては、理事会あるいは設立準備会等でそういった設備の関係をじゅうぶん議論されているのかということでございます。

それから、最後の苦情処理あるいは職員研修あるいはサービスの自己評価と、そういった部分でそういうものがじゅうぶん確立されているかという基準内容でございます。

斎藤（博）委員

二つの基準があったと思うのです。一つは共通の基準ということで7項目について、適と不適という2段階で評価して、1項目でも不適があった場合は不可とするという、こういう一つのメッシュをかけて表したということだと思うのです。もう一つの方は、項目的には似ているわけですがけれども、個別審査基準という基準表があって、具体的な点数表がつけられていたと聞いているわけなのです。私が聞きたいのは、三つの法人が申請してきたときというのは、所定の様式なりを使ってこういうことをやりたいということで、事業計画といったものを出したと思うわけです。生の資料です。いわゆる生の申請書があったと思います。当然それは、審査委員会に出されたらと理解しているのですが、そういう生の資料と問題はこの個別審査基準というのを、どこでどういうふうにつけたのかということについて、経過があったらお聞かせいただきたいと思えます。

要するに、3団体は求められる資料を出したと思うのです、それはそれなりに。どういうふうにつくったというのは、全然見ていないからわかりませんが、ただ、問題はこの基準とその出された資料に基づいて審査しているわけですね。審査もしくは、はっきり言うと、点数をつけるという経過があったと思うのですが、それはどこでどういう形で行われたのか、教えてください。

審査をして点数になったと聞いているわけなのですが、まず点数になったプロセスは、どこでどういう処理が行われたのか、教えてください。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

要は、まず法人から出された書類等を事務局におきまして、まずはそれぞれの項目に従いまして、個別審査基準がございますから、それに例えば二つ項目が該当していれば、Aランクで10点になりますし、一つしか該当しない、あるいは該当していても、ちょっと緩めの基準を満たしているといったような場合についてはBランク。項目一つ

しか該当しないとか、あと全然該当しないという場合はCランクでゼロなのですけれども、先ほど委員もおっしゃったように、前段の共通基準を、同じある程度大まかな部分の中での基準ではすべてクリアしていますので、基本的にはCの0点というのではないという考え方でございます。それと同じように、すべての項目について、先ほど言いましたもうちょっと細かい判断材料が該当するかどうかによりまして、Aランク、要するに10点か、5点かということで、それぞれそういう書類に従って配点していったという形でございます。

斎藤（博）委員

例えば、個別審査基準の用地の確保という欄がありまして、Aで10点、Bで5点、Cで0点という点数設定なのですけれども、三つともクリアしたらAで、二つクリアしたらBで、一つだったらCだよということになっていて、例えば周辺地域の環境の影響が少ない、それから公共交通機関の利便性がいい、三つ目が社会福祉医療事業団体以外の抵当権が設定されずに自己所有ができていてというあたりがクリアされているかと、この三つを全部クリアしていると10点上げますよ。二つだったら5点で、一つしか該当していなかったら0点だよと、そういうことを八つの項目についてやったということなのですけれども、それは小樽市の中で処理されたということで、理解してよろしいですか。

委員長

大事な点なので、委員長からも確認しますが、この審査基準の法人に配られた用紙というのはあるのですか。配っていないのですか。口頭で説明して、それを出していただいたのですか。その辺は当初どうなっていますか。三つの法人から出していただいた書類を斎藤（博）委員が言われるように、この個別審査基準、八つの基準に基づいて評価をしたという話ですから、どういう書類を提出してくれと。基準の表は配ったのか、あるいは口頭で説明して提出したものを参考にして点数をつけたのか、その辺どうですか。

（福祉）高齢対策室長

この基準表でございますけれども、12月5日に開催をいたしました第1回の審査委員会のときに、審査委員会の設置要綱と事務処理の要綱、あわせて説明をいたしました。そのときに、この共通、それから審査基準について説明をしてございます。

委員長

配ったのですか。

（福祉）高齢対策室長

そうです。

斎藤（博）委員

三つの施設について、そういう形で項目別に採点して行って、積算して行って、結果、三つの施設について数字上の差が出てきている。出なかったかもしれませんが。その結果というのは公開できますか。

福祉部長

審議の中身については、基本的にはいろいろなプライバシーといいたいまいしょうか、いろいろな部分もございまして。ただ、今日発表しまして、先ほど話がありましたけれども、どういう形で公表できるのか、初めてのケースなものですから、私どもは札幌なり、数市の状況を見ながら手探りでこの委員会を設置してきた経緯もございまして、そこら辺、また少し研究をさせていただきたいと思っております。

斎藤（博）委員

生資料、申請書があります。これは生だからあると思うのです。二つ目に、小樽市の中でこの個別審査基準に基づいてつけた点数表というのを、公表できるかできないか、これは判断の部分がありますので、出せないのなら仕方ないと思います。それはわからない。三つ目には委員会での議論というのがある。これは、委員の自主性を尊重するという意味では、公開できない部分もあるでしょうし、もしかすると、大逆転があったかもしれないし、そ

れはわからない。ただ、結果として一つに決まったという事実、要するに頭と後ろだけは事実はもうはっきりしているわけです。生資料が3本ありました。判定、小樽市がポイント制をやりました。議論がありました。結果がありましたということですから、私はどこがどうというつもりはないわけなのですけれども、当然それぞれの委員も、小樽市での新しい老健施設をどうするべきかということで議論されて、一定の結論を出して、小樽市長に答申をしたわけですから、それはそれでいいと思うのです。ただこういうものを決めるために、一番最初に聞いたように、客観性なり、それから透明性という部分とプライバシーという部分は、いろいろぶつかるわけなのですけれども、点数にされていく過程というのが、小樽市の中でこういう基準を持って、例えば一番土地がでかいところに決めたというのであれば、その基準は別として、それはそれでだれが見てもあなたのところよりこちらがでかかったと、そういう一つの基準だからはっきりわかるわけです。小樽駅から一番近いところにしたとか、それはだれが決めてもわかる基準で、だれが決めてもわかるようになるのであれば、これははっきり勝負はあるわけです。これを基準にするかしないかというのは別ですけれども、今回の8項目というのもプライバシーの部分があって、なかなか相互にわからない部分もあって、判定している部分については、果たしてそれでつけた点数について、関係者はどう思うのかなという部分については、せっかく客観性を持たせる、それから外部からの干渉を廃止してつくっていくと言いながら、一番のケースになるところのシステムとして、小樽市が8項目で点数にしていくという作業をはめている部分については、数字の表は出てこないということになると、果たしてどうかなという思いもあるものですから、ぜひ、部長の方からも今後考えられてくれという話がありましたので、ぜひわかりやすい方法を議論していただきたいと思います。その部分よろしいですか。

福祉部長

私どもも説明責任なり、そういう部分もありますので、当然、公平性、透明性、こういう部分から、先刻決めた理由もありますから、どういう形で、そこら辺の整理はしていきたいと思っています。

斎藤（博）委員

ごみ焼却場について

最後の項目になります。陳情に絡んでお聞きしたいと思います。厚生常任委員会に付託する陳情ということで、ごみの焼却場の着工なり、工事について陳情が出されているところでございます。その趣旨としては情報不足や説明不足というようなことがあるわけなのですが、ずいぶん長い間議論してきて、今日に至っていると聞いているわけなのですけれども、改めてこのごみ焼却場を桃内にというようなこと、それから型式も一定固まってきているという、こういった経過なり、現時点での到達点について、まず話を聞きたいと思います。

それから、そういった議論経過、現時点での到達点について、こういった形で市民の皆さんに説明なり、知らせてきたのか、こういったところでどんな議論があったのか、聞かせていただきたいと思います。

3点目に、心配されている多くの市民の皆さんに対するこれからの対応について、広域連合なり環境部としてどういうふうを考えているか、この3点について環境部の考え方を聞かせていただきたいと思います。

（環境）間淵主幹

焼却場の建設に当たって、どういう経過があったのかということでございますけれども、当然ながら焼却場の必要性、それから何で今やらなければならないのかという中で、ダイオキシンの問題だとかいろいろございまして、小樽市をはじめといたしまして、北後志の6市町村、それぞれが議論の中で焼却場を建設すると。その内容の審議でございますけれども、各審議会、6市町村も含めてありまして、その中で議論を重ねていったということでございます。そして、その6市町村で構成した北しりべり廃棄物処理広域連合を立ち上げまして、議会の中でもじゅうぶんな審議をしてきたということでございます。

市民への周知ということでございますけれども、小樽市の広報おたるで市民に周知させていただいておりますし、それからパンフレット等を作成しております。それで、今後の対応でございますが、市民に対する周知の徹底が足

りないということで、今、指摘されておりますけれども、例えばホームページだとか、そういう形で周知の徹底を図っていきたいと考えております。

斎藤（博）委員

最後は、私としてはお願いしたいのですが、たいへん大きな事業だということと、小樽市にとっても長い懸案事項だということも含めて、委員の皆さんの理解なり、そういったものが必要だというのは異存はないと思うわけなのですが、例えば私がこの間、消費者協会の方から、消費者協会で行った勉強会の資料というのを送られてきて、こういう実態になっているのだというようなことをお聞かせいただきました。そういったいろいろなところの方が関心を持たれて、この問題に非常に疑問を持って議論をしているところには、ぜひ積極的に出て行って、いろいろな形があると思うのですけれども、説明なり、それから疑問に答えるような取組というのを、これからも引き続き展開していってほしいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

子ども発達支援センターの開設について

さくら学園の民間委託と小樽市子ども発達支援センターの開設について、先ほど説明がございました。この支援センターの開設について、何点かお尋ねいたします。予算特別委員会の総括でも質問させていただきました。また、市民クラブの森井委員、公明党の高橋委員、そしてまた、今日、各委員が質問されて、それぞれ答弁をいただきました。今、斎藤（博）委員から幾つかの問題点が指摘されました。12月9日に出された陳情書は総務常任委員会の方へ付託されておりますけれども、この点について問題点を4点ほど指摘されております。そして、この点についてはどうなのだとということで質問をし、関係の課長の答弁をいただいております。いいことづくめだと私はそのように受け止めたわけです。しかし、なぜこのような陳情書が出てきたのか。そして、今、予算特別委員会でも教育長を含む関係者の答弁をいただきました。今日もまた、答弁をいただきました。福祉部長にお尋ねしますが、今後子ども発達支援センターの取組方針、また、それにかかわる小樽幼児ことばの教室、この点について、どのように検討をされるのか、答弁をいただきたい。今までのまとめでけっこうでございます。

福祉部長

今、委員がおっしゃるように、親の会の皆さんからの陳情を受けておりますので、いろいろと私どもは、その要望を実現できる方向で何とかしたいと考えているところでして、特に現在の稲穂小学校の施設につきまして、現状の中で利用できないか、今、道ともいろいろ協議をしております。そういう中で、これらの課題整理を教育委員会とも、いろいろ話し合いをしておりますので、それらの方向が見えたら、また、親の会の方々とも保護者の方々とも話し合いを持ちながら解決に向かいたいと思っております。

大島委員

子ども発達支援センター、子どもたちの福祉に関する新年度の予算は、1定でだいたい予算づけされるのだろうと思っておりますけれども、この点についてはいかがですか。

福祉部長

先ほど来、課長から話しておりますように、時期的な部分がまだいろいろな経過の中で課題として残っておりますので、いずれにしても方向が見えれば、当然、1定で予算づけはしていきたいとは考えております。

大島委員

相談を受けた中には、市が言われる今の幼児ことばの教室の質は落としませんと、その言葉を信用できないと言っているのです。こういうこともございますので、関係者との話し合いは今後続けるということでございますので、

ぜひ、誠意を持って取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

福祉部長

誠意を持って進めていきたいと思っております。

大島委員

先ほど申しましたように、12月9日に出された陳情、三百数十名の署名をもって出されました。12月12日現在、追加がございまして、870名の署名が添付されております。これは総務常任委員会の付託でございますけれども、福祉部とも大きなつながりがございます。それでお尋ねしますけれども、9日に出されたこの陳情書、議会側の複数の方が関係者に対して、取り下げてくれという事実がありましたけれども、それは承知しておりますか。

福祉部長

具体的には承知しておりません。

大島委員

この相談は、実は私のところが窓口ではなかったのです。たまたま9日に陳情を出したいということで相談に来た。お話も聞きました。やはりこの問題については、幼児のことですし、言語の不自由な方々です。これは、誠意を持って取り決めますということで、関係者には話をしました。その後、総括の予算特別委員会でも申しましたが、稲穂小学校の現場を見に行き、これはこの場所に置くべきだと。といいますのは、所管がこれまた違いますが、中学校の統廃合の問題がございまして、住吉中学校にございました特殊学級、この教室が菁園中に行くことになった。受け入れ校もその現場も見に行った。そうすると、なぜここなのだ。なぜこんな物置にそういう方々を押し込めなければならないのだと、私はそのように現場を見て驚いたのです。そして、その話を担当といいますか、今、この支援センターの担当の方にお話をしました。いや、実は、私、教育委員会にいて所管だったのだと。それが、今、所管が変わりまして担当の課長になっております。私は、その住吉中の特殊学級の二の舞はさせたくない、そのように思っております。議会でも発言をし、受け入れ校の菁園中の教室も変わりました。そのときの、職員会議で決まったという答弁も担当の課長はしております。今、まさしくこの支援センターの担当課長ですよ。

そのようなことから、この保護者が心配するのは、あるいはまた、関係者が心配するのはもっともな話だなと。そして、話を聞くと、話合いの時間がなかったと。一方的に、時間がない、時間がないということで、私たちも言いたくも言えなかったと。そしてまた、複数の議員は、出された陳情書を取り下げてくれと。思いあまって、夜も遅い時間でしたけれども、どうしたらいいでしょうかという相談が来ました。出す出さないは当事者の判断です。私は私なりの説明をいたしました。1定にこれ出されたって、先ほど質問しましたように、もう予算づけされているわけでしょう。そこにこういう思いが出されてたって、どうしますか。私は、取り下げないでいただいて本当によかったと。そしてまた、取り下げなかったために議会の場で議論もできた。質疑・応答ができた。そして、今、部長から答弁がありましたけれども、教育委員会も含めて真剣に協議すると。そしてまた、親の会とも協議を続けたいと。そんな思いで質問させていただきました。取り下げるには取り下げるだけの事務上の手続があると思えます。そのようなことから、じゅうぶん今後の対応を誠意を持って改めて当たっていただきたいと思います、そういうふうに願う次第でございます。いかがですか。

福祉部長

このセンターにつきましては、従来から保護者の非常に強いニーズがあった施設でもございます。さらに、専門家の方々についても、総合化が必要という声が非常に多かったところで、ある意味では待ち望まれた施設でもございまして、今、進めているわけでございます。従来から委員のおっしゃることばの教室としての経過等もございまして、そこら辺もじゅうぶん踏まえまして、先ほど予算化と、一定の方向が見えたらということでございますので、その前提でもって考えてございますので、当然、その時点でそこら辺の状況が見えず、まだ続くようであれば、1定ではなくて2定ということも考えられます。いずれにいたしましても、私どもは誠意を持って、これ

からまた話し合いを続けるつもりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩します。

休憩 午後5時16分

再開 午後5時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

自民党、吹田委員。

吹田委員

陳情第24号及び第26号につきまして、その内容を拝読させていただきました。自由民主党として、慎重審議の結果、不採択を主張し、詳しくは本会議で述べさせていただきます。以上、討論といたします。

委員長

共産党、若見委員。

若見委員

議案第13号に反対し、請願・陳情はいずれも採択を主張する討論をいたします。

議案第13号は、商品先物取引をしたら、商品に限定をせず範囲を広げるものです。国保料は高く、所得の低い人には大変な負担となっている今、高額所得者の税が軽くなることは反対です。

また、本委員会に付託された請願及び陳情の願意は妥当であり、採択を主張いたします。詳しくは、本会議で行います。以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第24号及び第26号について一括採決いたします。

いずれも採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立少数であります。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第33号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、請願第1号、陳情第12号、第25号、第28号及び第32号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第13号、陳情第7号及び第31号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は継続審査と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、議案は可決と、陳情は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第12号について採決いたします。

可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。